

会議録
平成30年第3回更別村議会定例会
第1日（平成30年9月11日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 報告第 3号 平成29年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件
- 第 8 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第 9 承認第 2号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件
- 第10 承認第 3号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件
- 第11 議案第56号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第12 議案第57号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件
- 第13 議案第58号 平成30年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件
- 第14 議案第59号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第15 議案第60号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第16 認定第 1号 平成29年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第17 認定第 2号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第18 認定第 3号 平成29年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第19 認定第 4号 平成29年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第20 認定第 5号 平成29年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第21 認定第 6号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

◎出席議員（8名）

議長 8番 松 橋 昌 和
 1番 安 村 敏 博
 3番 高 木 修 一
 5番 上 田 幸 彦

副議長 7番 本 多 芳 宏
 2番 太 田 綱 基
 4番 織 田 忠 司
 6番 村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長 西 山 猛
 教 育 長 荻 原 正
 代表監査委員 笠 原 幸 宏
 総 務 課 長 末 田 晃 啓
 総 務 課 参 事 女ヶ澤 廣 美
 産 業 課 長 本 内 秀 明
 建設水道課長 新 関 保
 子育て応援
 課 長 宮 永 博 和
 教 育 次 長 川 上 祐 明

副 村 長 森 稔 宏
 農業委員会 道 見 克 浩
 会 計 管 理 者 小野寺 達 弥
 総 務 課 参 事 渡 辺 伸 一
 企画政策課長 佐 藤 敬 貴
 住民生活課長 佐 藤 成 芳
 保健福祉課長 安 部 昭 彦
 診療所事務長 酒 井 智 寛
 農 業 委 員 会
 事 務 局 長 小 林 浩 二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 高 橋 祐 二
 書 記 小野山 果 菜

書 記 平 谷 雄 二

(午前 10 時 00 分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第 3 回更別村議会定例会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに平成30年第 3 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、6 日未明に発生しました平成30年北海道胆振東部地震により大きな被害に見舞われた被災地の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。重ねてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、いまだ避難を余儀なくされておられる被災者の皆様のご健康と被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げる次第であります。

震度 7 の未曾有の巨大地震の勃発、引き続き全道一円に及ぶ空前の大停電の発生や大規模な土砂災害等の発生、電話、インターネットなどの通信網のふぐあい、広域的な断水、交通障害、震災後の節電等、直接住民生活にかかわる記録的な被害が現在も広がっております。また、震災前に接近、通過いたしました非常に強い台風 21 号の被害も全道各地に及び、本村においても飼料用、加工、生食用コーンの倒伏被害も出ており、その復旧がいまだ収束を見ない中での新たな自然災害の発生ということもあり、二重三重にも大打撃を受けたところであります。中でも長期にわたる停電による通信網やインフラへの被害、農業者、商工業者の皆様の初め多くの村民の皆様への被害や影響が今後懸念されるところであります。住民の皆様への生活への不安やご心配、ご不便に対応するため避難所を開設するとともに、地震発生による停電時の情報収集と発信、上下水道、公共施設等を初めとするインフラの早急な維持と安全管理に努め、村民の皆様との生活と安全を守るために最大限に取り組んでいるところであります。被害等の詳細につきましては、関係各位と連絡をとりながらまとめている段階ではありますが、本会期中に判明したことなどについてご報告申し上げたいと考えております。

本村では、一昨年の台風被害を受け、防災計画の見直しや自然災害の発生や有事の対応マニュアルの更新、改善を行ってまいりましたが、今回の震災を貴重な教訓とし、各行政区や関係機関と連携した避難訓練や住民の皆様との防災に向けた協働協力体制の確立をしっかりと構築したいと考えております。

現在村におきましては、収穫作業が最盛期を迎えております。春先からの生産者の皆様の努力とご苦勞を考えますとき、ことしも豊穰の秋となることを強く念願するものであります。農作業事故に気をつけられ、収穫作業が無事に終わられることを心より願っております。

第6次総合計画実施元年、さまざまな内外の課題が山積する今日、農業の基盤整備や商工業の振興、医療、福祉、教育の充実、子育て支援等いつときの停滞も許されません。今こそしっかりと災害対応や各行政施策の実現に向け、職員一丸となって邁進する決意であります。

また、今議会より初めてのネット中継となります。より開かれた議会運営の推進に改めて敬意を表するとともに、感謝を申し上げたいというふうに思います。

本定例会におきましては、報告案件1件、平成29年度各会計決算認定の件、人事案件2件、専決処分承認2件、そして一般会計ほか各会計補正予算など合わせて15件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしたとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、安村さん、2番、太田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問をいたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第3回村議会定例会の議事運営等に関して9月4日午前9時より、また追加提出案件について9月11日午前9時よりそれぞれ議長から諮問がありましたので、これに応じ議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から9月19日までの9日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より19日までの9日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は9日間と決定をしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたからご了承をお願いします。

次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

織田産業文教常任委員長。

○織田産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査報告。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定によ
り、調査の概要を報告いたします。

記、1、調査日時、平成30年8月28日午前9時より。

2、調査場所、更別村一円。

3、調査事項、農作物の作況について。

4、経過、委員5名の出席により、調査事項について所管課長の出席を求め、農業改良
普及センターの協力を得て調査を行った。

5、調査の結果、調査に当たり、産業課長から概要の説明を受け、農業改良普及センタ
ーより気象データを基に6月中旬から7月中旬までの低温、多雨、日照不足が影響して作
物に生育の遅れが生じているとのでした。各作物の生育状況については、小麦は収穫が終
了しており、粗収量で10俵よりやや少ない状況であり、馬鈴薯等については平年並みの収
量が期待でき、豆類については大豆はダメージが少なく、ある程度順調に推移しているが、
小豆については圃場ごとの差が大きく、金時は根腐れ病の発生が見られ、手亡は圃場ごと
の差はあるが、小豆よりは少ないとのことでした。甜菜については、初期成育も良く、順
調に推移している。牧草については、1番牧草の収穫の遅れが品質の低下、2番牧草の収
量減につながっている。デントコーンは圃場差が大きい。以上の説明を受けた後、農業改
良普及センター調査圃場での調査及び村内一円の作況を視察した。

調査の結果、農作物の生育状況は、豆類は圃場により生育不良、根腐れ病の発生が見ら
れた。また、平年より生育が遅れ、着莢数の少ないまま収穫を迎える恐れもある。甜菜に

については病虫害の発生も少なく大いに期待されるが、デントコーンは茎も細く生育不良が見られ、今後の粗飼料の確保が心配される。このようなことから圃場の排水の必要性、輪作、土づくりの重要性を感じるものであります。これから登熟期を迎える豆類については、好天に恵まれる事を期待するものである。

以上、報告といたします。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付をされております。

なお、口頭で補足の説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、補足説明をさせていただきます。

1の平成30年度建設工事の進捗状況（100万円以上）についてでありますけれども、別紙1のとおりまとめてございます。工事等順調に行われているところでありまして、内容につきましてはお目通しをお願いするものであります。

2の農作物の生育状況につきましてですけれども、9月1日現在の作況状況調査をもとにご説明を申し上げます。作況状況でありますけれども、圃場ごとに生育がやや異なる状況でありまして、6月から7月にかけての低温、日照不足、降雨による生育おくれの影響が出ているところであります。特に豆類は、開花時の天候不順によりさや数が少ない傾向にあります。バレイショは、小粒傾向であります。ほぼ平年並みの収量を見込んでおります。豆類は、手亡の平年並み着莢数を除いて大豆は1割、小豆は4割、金時は一時回復したものの1割、それぞれ平年より着莢数が少ない傾向にあります。てん菜は、移植、直播ともに順調であります。飼料作物は、牧草が天候不順により1番草の収穫がおくれたため、2番草の収穫が懸念されております。デントコーンにつきましては、生育がおくれ、倒伏による収穫おくれや品質低下が懸念されるところであります。各作物の生育状況の詳細につきましては、別紙2をお目通しいただきたいというふうに思います。

今後も天候に恵まれ、収穫作業が順調に進み、豊穰の出来秋を迎えられることを切に願っているところであります。

以上、私からの口頭説明とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配付をされております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎日程第7 報告第3号

○議長 長 日程第7、報告第3号 平成29年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第3号 平成29年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件でございます。

平成29年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を地方公共団体の財政健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて別紙のとおり報告するものであります。

なお、この件につきましては、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご報告申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 平成29年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件について補足説明をさせていただきます。

別紙、平成29年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率報告書をごらんいただきたいと思います。1の健全化判断比率でございます。備考に記載してありますとおり、各比率とも負数で算出された場合は棒線で記載をしております。また、括弧内の数値は総務省が定める早期健全化基準で、各比率が基準以上である場合は財政健全化計画を策定することとされております。実質赤字比率は、本村の最も主要な会計である一般会計に生じている赤字を財政規模に対する割合であらわしたものでございます。一般会計の実質収支額が赤字になると比率は正数として算出されます。本村の実質収支額は1億5,362万1,437円で黒字であることから、実質赤字比率はマイナス5.51%となり、棒線で表示をしております。連結実質赤字比率は、一般会計に特別会計に生じている赤字を加え、財政規模に対する割合であらわしたものでございます。一般会計同様、本村の特別会計の実質収

支額、資金不足、剰余額はいずれも黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス6.46%となり、棒線を表示をしてございます。実質公債費比率は、本村の借入金である村債の返済額、公債費の大きさを財政規模に対する割合であらわしたものでございます。本村の実質公債費比率は、7.7%となっております。将来負担比率は、村債の返済額など村が現在抱えている負債の大きさをあらわす将来負担額から基金や交付税の算入見込みなどの充当可能財源を減じた額を財政規模に対する割合であらわしたものでございます。本村の将来負担比率は、充当可能財源額が将来負担額を上回ることからマイナス168.5%となり、棒線を表示をしてございます。

2の資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業会計の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足が生じておりませんので、資金不足比率は算出されておられません。

なお、8月31日付で監査委員から提出された平成29年度更別村財政の健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書の写しを添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第8 諮問第1号

○議 長 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件であります。

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により次の方を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

意見並びに同意をいただきたい方は、北海道河西郡更別村字更別194番地64にお住まいの及川末雄様であります。昭和27年7月29日、66歳であります。

現在の人権擁護委員の方は、塩田辰則様です。平成30年12月31日をもって任期満了となり、退任することとなりましたので、その後任といたしまして及川末雄氏を推薦したいと存じ、議会の意見を求めるものでございます。

及川氏は、経歴につきましては長年にわたり商工会に勤務をされ、住民とのかかわりに

おきまして常に誠心誠意勤務を遂行され、地域の方々からの信頼も厚く、公平で人格、見識ともにすぐれ、人権擁護委員としてふさわしい人物であると存じ、推薦するものでございます。

なお、任期は平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間でございます。

ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件は、原案による者を適任と認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、原案による者を適任者と認め、推薦に同意することに決定をいたしました。

◎日程第9 承認第2号

○議長 長 日程第9、承認第2号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 承認第2号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件であります。

平成30年度更別村一般会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次ページをごらんください。次ページは、専決第2号であります。専決処分書。

平成30年度更別村一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分するものであります。

1、理由といたしまして、更別村火葬場の火葬炉が故障したため早急に修繕を行う必要があり、予算の追加補正を行いたく、議会を招集するいとまがありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

続きまして、平成30年度更別村一般会計補正予算（第3号）をごらんいただきたいとい

うふうに思います。平成30年度更別村一般会計補正予算（第3号）であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,597万1,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいというふうに思います。款4衛生費で656万2,000円を追加し、補正後の予算額を3億7,142万4,000円とするものであります。項1保健衛生費、目3環境衛生費で656万2,000円の増額であります。節15工事請負費で534万6,000円の増額であります。説明欄にまいりまして、(1)、火葬場維持管理経費、節19負担金補助及び交付金の部分で121万6,000円の増であります。(2)、火葬場整備事業で節15工事請負費で534万6,000円の追加というふうになっております。

続きまして、歳入のほうをご説明申し上げます。5ページをお開きください。款17繰入金で656万2,000円を追加し、補正後の予算額を4億722万8,000円とするものであります。項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で656万2,000円の増額であります。説明欄にまいりまして、節1財政調整基金繰入金で656万2,000円を繰り入れるものであります。

今回ですけれども、火葬場のふぐあいにつきまして生じたということでありまして、村民の皆様には現在も大変なご不便とご迷惑をおかけしておりますことに対して心よりおわびを申し上げたいというふうに思っております。当初修理に4カ月を要するとのことでしたが、今月中に修理が完成するというので、来月からは通常どおり稼働可能というふうなことで報告を受けております。さまざまな要因とかいろんな部分について調査をし、そして今後このようなことが二度と起きないように保全管理等にしっかり努めてまいりたいというふうに思います。いましばらくご不便をおかけしますこと心からおわびを再度申し上げまして、何とぞご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 この件に関しましては、7月25日の情報提供において説明いただいたと思うのですが、その当時壊れた場所等についてまだ村として調査段階にあるというところがあったと思うのですが、その辺の経過は今どのようなようになっているのでしょうか。

○議長 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 この件につきましては、前回情報提供させていただいておりましたが、疑問点について調査を継続しておりましたけれども、関係者からの聞き取りということによりまして、今回は通常の状態でない案件だったということにより、通常入ることのないビニール製大型袋に入っていたことが原因となり、どのような操作をしてもダイオキシン対策をしている炉の構造上何らかの故障が発生してしまうことが新たに発生してしまったことが今回判明してしまったということでございます。今後につきましては、通常の状態

でない案件に関しましては、情報確認をした上で対応を協議していくこととなるということになりますので、以上報告とさせていただきます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 再度確認させていただきますが、このフィルターの交換が24年ですか、10年を経過して交換をしたと。ことしの6月に検査を行って、異常ないという判断でした。そこで数回の火葬を行ったことによって、またこの事故の当日の今課長の説明あった通常の案件によるそれがそもそもの原因だったかということについてはちょっと疑義が感じられるものですから、再質問させてください。というのは、この数回における日常業務の管理状況というのですか、その辺に不備はなかったのか。また、村の管理者としてのその辺の点検についてのことも含めて、もしそういう日常的な点検業務についての日誌等における火葬の時間とか、調整コントロールの問題がなかったのかといったことについてはどのような状況か説明を求めます。

○議長 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 調査の中で新たに聞き取り、現在の担当者、もしくは前回まで担当した方の作業状況の確認も行いました。炉の点検についてもまた聞き取りというのも行っております。炉の点検については、その後の通常状態であれば、作業上の差は確かに少しあったのですが、状況によつての差による、今時間の短縮とかありましたけれども、その状況での壊れというのはなかったというようなことで調査上確認をさせていただきました。今原因については、通常入るべきでないものが入ってしまったということもありましたので、これについては一番気をつけなければいけないということでございましたので、今後はそのものについては、これについてはめったに入ることはないというものでございますので、これについては情報わかり次第対応策については考えなければいけないのかなということでございますので、その前については、多少差はありますけれども、炉のものに対しての影響はないということで押さえております。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 あくまでも通常の案件、どのようなものが入ったかというところまで問いませんけれども、そういったことによる原因ということで押さえているようだけれども、そうしますとそのことのマニュアルというのですか、これはいけないとか、これはいいですよとか、そういったものの整理はされているのでしょうか。

○議長 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 今回入ったものに関しましては、平成13年からずっとやっていたのですが、一度もなかったということで、今までこれに関しては整理されていなかったということでありますので、これに関してはこれから整理させていただきまして、対応させていただきたいということで考えております。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 たまたまこれが今回のそのものによって事故を起こしたということですか

から、これから整理ということではなくて、もう出ているのではないかと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 今回のものについては、入れさせないというか、入っているものについてはもう焼却できないということで取り進めようとしております。

○議 長 西山村長。

○村 長 本当に多大なご迷惑かけておりまして、今村瀬議員さんからのご指摘もあったとおり、発生をしましてから管理状況、あるいはマニュアル等につきまして徹底的に点検をするように申し述べました。その中で、今後の管理等についてもしっかりとやるということで指示をしてあります。

なお、今回につきましては、特殊といいますか、今課長のほうからご説明申し上げましたとおり、遺族とかそれらにかかわらない別なところでそういうビニール袋に包まれてきたということでありますので、その部分について、確かに我々の手落ちでおりますので、そういうようなところも再度今ご指摘のあったとおり対応をしっかりととれるようにしていきたいというふうに思いますので、申し述べさせていただきます。

本当に村民の皆様にご迷惑をおかけしておりますことに早急な修繕が進みますことをお約束申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第2号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を採決をいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第10 承認第3号

○議 長 次に、日程第10、承認第3号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第3号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件であります。

平成30年度更別村一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次ページをごらんください。次ページは、専決第3号、専決処分書であります。

平成30年度更別村一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分するものであります。

理由といたしまして、9月6日に発生した北海道胆振東部地震に伴う停電による災害復旧対応を早急に行う必要があり、予算の追加補正を行いたく、議会を招集するいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものであります。

続きまして、一般会計補正予算（第4号）をごらんいただきたいというふうに思います。平成30年度更別村一般会計補正予算（第4号）。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,657万1,000円とするものであります。

歳出のほうからご説明を申し上げます。6ページをごらんいただきたいというふうに思います。款11の災害復旧費で60万円を追加し、補正後の予算額を910万9,000円とするものであります。項3その他公共施設災害復旧費、目1公共用施設災害復旧費で60万円の増額であります。説明欄にまいりまして、（1）、公共用施設災害復旧事業、節11需用費で15万円の増、節14の使用料及び賃借料、借上料として45万円の増額であります。平成30年北海道胆振東部地震に伴う停電時における発電機の借り上げ、あるいは燃料費にかかったものであります。

続いて、歳入をご説明申し上げます。5ページをお開きください。款17繰入金で60万円を追加し、補正後の予算額を4億782万8,000円とするものであります。項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金から60万円を繰り入れるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番、高木さん。

○3番高木議員 今回この災害ということで、停電という、全道全域ということで、発電機等の借り入れと。もちろんこういう部分が必要なのですが、今後計画停電という部分もありますし、またこれと同じような状況がいつ起こるかわからないという部分の中で、酪農家さんも含めた中で発電機の需要という部分では大きな課題が結構あるのだろうと思わ

れます。今回のことを教訓としながら、今後村としてこういう部分の準備というか、そういう部分については何か考えがあるかお伺いしたいと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 補正予算の専決処分ということで、内容ご説明したとおり、発電機の借り上げを行わなければ各施設の電源の確保はできませんでしたので、今回専決処分させていただいたのですけれども、発電機は5台借り上げまして、災害対応として村で保有していた発電機も含めて各施設で電源確保のために使用いたしましたけれども、発電機を借り上げなければ電源の確保が難しいという状況を考えまして、今後の対応も検討していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 関連質問になりますけれども、今酪農家の関係のご質問が一部出ましたけれども、極めて生乳なりの品質確保も含めて、搾乳も含めてという部分で甚大な影響が私は出ているように思っておりますけれども、それから地震の発生から丸4日間が過ぎた中で酪農家の影響、いわゆる搾乳の廃棄も含めた中の内容について承知されている部分についての説明をまずお願いしたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまご質問のありました搾乳農家に係る今回の停電の影響につきましては、9月6日の停電発生時に発電機を備えていない酪農家さんのほうで借り上げ等の手が間に合わず、搾乳がおくれた分につきましてはの廃棄量につきましては、現在把握しているところで3,690リッターと戸数につきましては5件、この中には更別農業高校さんが入っておりますが、5件の被害が出ているというお話を聞いているところでございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 更別が出している主管のよつ葉乳業が一時縮小しなければならないという緊急事態に追い込まれたという実態もございますけれども、これは逆に言えば確かに3トン600の廃棄乳が出たということで、これは酪農家さんの直接的な収入源の確保でありますので、これから高木議員も言いましたように発電機を持っていない、及びその必要性の対応については緊急対応も含めて行政としてしっかりその対応を私は図るべきだと思いますし、たまたま今個体の死亡が確認できていないようでございますので、その点については安堵するところでございますけれども、それらの対応について今後やはり行政の段階でしっかりと組み立てて、これも人災ばかりが災害というわけではございませんので、人畜も含めた中で大切な村の財産でございますので、それらも含めて、また生活権の確保も含めてという部分でしっかりした対応を図っていただきたくご提案申し上げ、またその見解について何かあればご回答いただきたいというふうに思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ご指摘のとおり、大規模停電につきましては、酪農家さんにとっては非常に大きな被害につながるものと存じております。過去に同様の停電等の対策等につきましては、各生産者において経営リスクの軽減という形で農協の取りまとめによる発電機の導入等が進められた経過もございます。今回発電機が整備されていない農家さんにつきましては、そういった状況のときに導入をしていなかったというようなことでございます。導入されていない農家の数につきましては、現在搾乳を行っている38戸中17戸が発電機がないというような状況で報告を受けてございます。村内全域での停電という事態はこれまでもなかったことから、発電機を持っている搾乳農家からの発電機の借り入れ等で回っていたところですが、今回全域ということで貸し出しができる発電機も少ないというような中で、このような状況になっているというふうに把握してございます。

それぞれ既に自前で経営リスクの軽減のために設備を導入されている農家さんも多数いらっしゃることから、酪農家さんのそれぞれの自助努力も必要となるかなんかと思っておりますが、今後の取り組みにつきましてはそういった状況を踏まえた中で農協とも協議しながら、発電機の整備について酪農家さんのほうにも努力をしていただけるようお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今ご説明いただきましたように農業者、自営業ということで、確かにそういうものに対する物の捉え方として自助努力も最大限それは行う必要性は私も認めます。ただ、導入できていないという経過措置の中で、今の説明ですと自助努力の中でどうにかすれというふうにしかどうも聞こえない部分が、私の一方的な解釈かもしれませんが、聞こえてなりません。38戸の中で十何戸の方が発電機が導入できないという実態を踏まえた中で、行政サイドとしてどうしていかなければならないかというのが今私は問うべき課題だというふうに思っておりますので、その点の見解もう一度お願いしたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんのご指摘ごもっともでございまして、今本内課長からご説明申し上げましたとおり、発電機の整備等酪農家におきましても整備がまだ至っていないところもあるというふうにお聞きしました。また、その部分についてはJAさんで調整をして、搾乳が終了した農家から貸し出しをする、あるいは使うにしても配電盤の工作需要ということで、やっぱり電気屋さんが入る必要がありますし、若干の工事も必要だというふうに手間がかかります。廃棄もされるところで大変残念な事態なのですが、牛の負担にかかわりますから搾乳はしないわけにはいかないというような状況もありますし、この部分については今ご指摘の部分でJAさんも含めまして発電機の購入等についてもこれは検討していかなければならないですし、冒頭の招集のご挨拶に申し上げたとおり、今総力を挙げて被害の実態を把握をしているところであります。会期中に報告を申し上げまして、

その部分でこういうふうな手だてを今後進めていきたいということもお話しさせていただければと思います。畑作におきましてもトラックスケールが動かないとか、金時の収穫等で乾燥機の送風機が動かない、キャベツの冷凍施設が停電による被害を受けている、あるいは商工会も全ての会員の皆さんの被害状況を報告していただきました。冷蔵庫、あるいは食品の廃棄とか維持管理とか非常に苦勞されておりますし、この部分についても今まとめておりますので、その部分をまとめ、そして報告させていただきながら、やっぱり村としてもしっかりとこの部分については、発電機の整備も含め関係機関と調整をしながら考えていかなければならないことだというふうに考えております。後ほど会期中に報告をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 電力不足ということで、計画停電という考えもあるということもお聞きしているわけですが、村としての今の取り組みについてどういったことで節電をしているのかお伺いします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 計画停電の話は、国のほうからも話が既に出ておりますけれども、2割程度の節電に取り組むことによって計画停電が回避される可能性もあるということで、節電を徹底していかなければならないというふうに考えております。既に各公共施設においては、照明が消費する電気の大部分を占めておりますので、照明を間引いて、極力照明をつけない状況で執務を行っていることと、それからふるさと館においては、当分の間終日休館することとしております。それから、トレーニングセンター、コミュニティプールについては6時をもって閉館するというので、当分の間は節電に取り組まざるを得ないというふうに考えておりますし、これを徹底していくということにしております。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございません。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第3号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件を採決をいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定をいたしました。

この際、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第56号

○議長 長 日程第11、議案第56号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第56号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件であります。

更別村教育委員会委員に次の方を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字上更別南13線105番地7にお住まいの本間靖人様、昭和46年3月16日生まれ、47歳であります。

このたび4期16年にわたり本村の教育委員長等を歴任された渡辺正男様の退任に当たり、新たに上更別区在住の本間靖人様を教育委員として任命するものであります。

本間様は、昭和46年3月16日生まれの47歳でありまして、4人のお子様が上更別小学校、更別中央中学校を卒業、または在学中となっております。平成26年度に上更別小学校PTA副会長、27年度から28年度の2カ年をPTA会長としてご尽力いただきました。地域からの信頼も厚く、本村の教育振興に対する考え方や情熱もお持ち合わせておられる方で、子どもたちの健全育成に求められております家庭、地域、学校の理解を、協力を形成していくため適任者として望む声が大いいことでもありますから、このたび今回の議会提案をさせていただくものであります。

何とぞご同意をよろしく申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第56号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件はこれに同意することに決定をしました。

◎日程第12 議案第57号

○議長 日程第12、議案第57号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第57号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第5号）であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,757万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,414万9,000円とするものであります。

なお、森副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 森副村長。

○副村長 それでは、一般会計の補正予算について補足説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうからになりますけれども、10ページをお開きください。款2総務費5,512万3,000円を追加し、9億5,003万3,000円とするものでございます。

項1総務管理費、目1一般管理費、補正額はゼロでございますけれども、説明欄の(1)、情報処理管理事務経費の北海道自治体システム協議会負担金でございますけれども、一部委託料へ節がえすることによりまして86万4,000円を減額するものでございます。また、(2)の会計年度任用職員制度整備事業でございます。平成32年から会計年度任用職員制度の導入に伴います条例等の整備に係る委託料といたしまして、86万4,000円を追加するものでございます。

目4地方振興費296万7,000円の追加でございます。説明欄(1)のバス待合所維持管理経費の修繕費でございますけれども、上更別バス待合所の駐車場の一部に陥没が見られることから、修繕費として15万円を計上するものでございます。また、(2)の定住化促進住宅維持管理経費の修繕費でございますけれども、新栄町の定住化促進住宅屋根、配管等の修繕費として80万円を追加するものでございます。(3)の各種要請・施策調査経費の旅費でございますけれども、近未来技術等の社会実装事業ワーキンググループ参加旅費として35万円を追加するものでございます。次のページをお願いいたします。説明欄(4)のふるさと創生事業の基金につきましては、先ほど冒頭で申し上げましたように平成29年度分の未積立金3万円を追加するものでございます。(5)の地域おこし協力隊事業の地域振興分といたしまして163万7,000円を追加するものでございますけれども、新たに地域おこし協力隊員を配置し、幅広く地域力の維持強化を図る目的として、1名分の11月から3月ま

での5カ月分を各節ごとに追加を行うものでございます。7の賃金において102万5,000円、9の旅費において26万2,000円、節11需用費において7万円、節12の役務費において2万円、節14の使用料及び賃借料で、これは住宅の借上料になりますけれども、25万円、それから19の負担金補助及び交付金の研修会負担金として1万円それぞれ追加を行うものでございます。

飛ばしていただきまして、12ページをお願いいたします。目10の財政調整基金費でございます。5,181万1,000円の追加でございますけれども、前年度繰り越し分ルール分におきまして積み増しを行うものでございます。

款3民生費100万4,000円を追加し、6億5,178万8,000円とするものでございます。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費50万2,000円の追加でございますけれども、主には説明欄(2)の重度心身障害者医療給付事業経費でございますけれども、医療給付システムの改修に伴います委託料といたしまして46万2,000円を追加するものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄(1)の児童福祉事業経費でございます。役務費におきまして、次のページをお開きください。第2期の更別村子ども・子育て支援事業計画策定に伴いますアンケート調査の経費といたしまして、郵便料10万1,000円を追加するものでございます。

項3老人福祉費、目1老人福祉総務費、説明欄(1)の高齢者のスポーツ大会経費でございますけれども、執行残におきまして報償費4万1,000円、需用費8万4,000円を減額するものでございます。

目2の老人保健福祉センター費でございますけれども、説明欄の備品購入費でございますが、経年劣化によります掃除機1台を更新するため5万1,000円を追加するものでございます。

目3老人福祉推進費47万5,000円の追加でございます。内訳でございますが、説明欄(1)の19、負担金補助及び交付金でございますけれども、雇用対策事業助成金におきまして6万円を追加するものでございます。(2)の介護保険事業特別会計繰出金でございますが、41万5,000円でございますけれども、事務費分として89万円を追加、また事業費分につきましては47万5,000円を減額するものでございます。

14ページをお願いいたします。款4衛生費1,089万円を追加し、3億8,231万4,000円とするものでございます。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節19の負担金補助及び交付金でございますけれども、慈弘会人工透析設備更新事業助成金でございます。255万9,000円を追加するものでございますけれども、これは大樹町にあります森クリニックの人工透析機器の更新のため助成を行うものでございます。南十勝4町村、それに幕別町を加えた5町村によりまして助成を行うものでございます。

項4下水道費、目1下水道費、説明欄(1)の公共下水道事業の特別会計繰出金でございますけれども、個別排水処理施設等の設置数の見込みが増となりますことから、その見

込みも含めまして今回起債対象外分の833万1,000円を追加するものでございます。

款6農林水産業費1,054万円を追加し、4億8,380万6,000円とするものでございます。

項1農業費、目2農業振興費の説明欄(1)、積立金でございますけれども、これは寄付分として4万円を積み立てするものでございます。次のページをお願いいたします。説明欄の(2)の農業振興補助金等でございますけれども、畑作構造転換事業助成金1件分の1,050万円を追加するものでございます。

款7商工費231万5,000円を減額し、1億3,897万4,000円とするものでございます。

項1商工費、目3観光費の説明欄(1)、地域おこし協力隊、観光・特産品の開発分の231万5,000円の減額でございますけれども、これにつきましては当初3名分の予算計上をしておりましたけれども、採用を3名分確保できなかったことから、関係予算分を減額するものでございます。賃金におきまして207万9,000円の減額、それから使用料及び賃借料の住宅借上料でございますけれども、23万6,000円、それぞれ減額をするものでございます。

款10教育費203万3,000円を追加し、4億6,551万7,000円とするものでございます。

項1の教育総務費、目3のこども夢推進費では、これも29年度分の寄付積み立て分16万円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。項2小学校費、目1学校管理費の節11の需用費でございますけれども、今後の修繕等の見込みを含めまして30万円を追加するものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費106万2,000円の追加でございます。説明欄(1)、中学校運営経費の節8報償費でございますけれども、不登校児童等の解消充実のための訪問活動拡充のためにスクールカウンセラーの謝礼といたしまして86万2,000円を追加するものでございます。(2)の学校施設維持管理経費の需用費でございますけれども、これも小学校と同様に今後の見込み等を含めまして20万円を追加するものでございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費の認定こども園の運営経費の節11需用費でございますけれども、乳幼児用の食器等の消耗品といたしまして23万円を追加するものでございます。17ページをお願いいたします。(2)の認定こども園園舎維持管理経費の需用費でございますけれども、これも乳幼児関係の机等の購入費として10万円を追加するものでございます。

項6保健体育費、目3学校給食費、説明欄(1)の学校給食センターの備品購入でございますけれども、冷蔵庫を経年劣化によりまして1台を更新するため18万1,000円を追加するものでございます。

款13諸支出金30万3,000円を追加し、203万5,000円とするものでございます。

項2の過年度過誤納還付金、目1の過年度過誤納還付金、説明欄(1)の過年度過誤納還付金でございますけれども、実績によりまして30万3,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳入のほうの説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。款1村税でございます。1,880万4,000円を追加し、6億2,573万1,000円とするものでございます。

項1村税費、目1個人でございます。現年度分といたしまして、額の確定によりまして2,218万9,000円を追加するものでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税の現年課税分といたしまして、これも同様に額の確定によりまして、こちらは331万円を減額するものでございます。

項3の軽自動車税、目1の軽自動車税の現年課税分におきましても、額の確定によりまして7万5,000円を減額するものでございます。

款9地方交付税899万8,000円を追加し、19億7,046万円とするものでございます。

項1の地方交付税、目1の地方交付税、普通交付税の額の決定によりまして899万8,000円を追加するものでございます。

款12の使用料及び手数料90万4,000円を追加し、1億2,546万2,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。項1使用料、目6教育使用料、こども園の保育料の追加でございますけれども、当初見込みよりも高所得世帯等多くあることから、また保育実数の増加によりまして90万4,000円を追加するものでございます。

款14道支出金1,050万3,000円を追加し、3億197万3,000円とするものでございます。

項2道補助金、目4農林水産業費道補助金、畑作転換事業の補助金でございますけれども、歳出で説明いたしました歳出同額の1,050万円を計上するものでございます。

項3委託金、目1総務費委託金でございます。土地利用規制等対策委託金3,000円を追加するものでございます。

款15財産収入39万円を追加し、2,965万1,000円とするものでございます。

項1の財産運用収入、目2の利子及び配当金、出資配当金でございますけれども、39万円を追加するものでございます。これにつきましては、森林組合の出資金の配当金の追加でございます。

8ページをお願いいたします。款17繰入金6,876万3,000円を減額し、3億3,906万5,000円とするものでございます。

項1の基金繰入金、目1の財政調整基金繰入金でございますけれども、一般財源助成に伴いまして6,876万3,000円を減額するものでございます。

款18繰越金1億155万1,000円を追加し、1億5,362万1,000円とするものでございます。

項1繰越金、目1繰越金でございます。前年度繰越金確定によりまして1億155万1,000円を追加するものでございます。

款19諸収入173万5,000円を追加し、7,912万2,000円とするものでございます。

項5雑入、目5雑入でございますけれども、事業分量配当金でございますが、これも森林組合の配当分につきましては69万8,000円を追加するものでございます。

目6過年度収入でございます。103万7,000円の追加でございますけれども、内訳といたしましては障害者自立支援給付費国庫負担金で約102万9,000円、道費の負担金で約1万円の追加を行うものでございます。

款20の村債345万6,000円を追加し、4億5,955万5,000円とするものでございます。

項1村債、次のページをお開きください。目3の臨時財政対策債でございますけれども、

発行可能額の額の確定に伴いまして345万6,000円を追加するものでございます。

3ページをお開きください。地方債の補正でございます。臨時財政対策債におきまして限度額345万6,000円を追加し、1億1,075万5,000円の限度額とするものでございます。合計では4億5,955万5,000円となるものでございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 10ページの目4の地方振興費の(1)のバス待合室の維持管理経費、要するに修繕費のことなのですけれども、そこで確認と、それから内容について説明していただきたいのですけれども、上更別の駐車場の部分が壊れたということで先ほどちょっと説明があったのですけれども、それはそういうことでそれしかやらないということによろしいのですか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまのご質問ですけれども、上更別バス待合所の駐車場が一部陥没しておりまして、それが2カ所あります。その部分について駐車に支障がありますので、修繕させていただきたいと考えております。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今私が言いたいのは、確かに駐車場もそのとおりだと思います。そこで、バス待合所のトイレが今使えなくなっているかと思うのですけれども、その後修繕されて今使われているということになれば話は変わるのですけれども、その際にそこに広告されているのです。今トイレ使われていないから、使う場所についてはポピーマートのトイレをご使用くださいとなっているのですけれども、ポピーマートはご承知のように時間が短いです。例えば夜の最終バス搭乘しようと思っていたときに、来たときにトイレ使えないからポピーマートでいいのですかと仮に言ったとしても、それはもう閉まっています。それが長期間放置されていたという部分、何か原因があったのかどうなのかという部分も含めて、今後の対応について検討していただきたいということで質問させていただきたいと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 上更別バス待合所のトイレにつきましては、そのようなことで今使えないような形にしております。というのは、冬場の利用ができるような形を以前からとっていましたが、利用できる状態にしておきますと非常に故障が多くて、修繕費もかさんでいくというようなことから、使えないような状況にさせていただいております。一方、平成28年度にポピーマートを改修した際にトイレもあわせて一部修繕して、使いやすくしているというようなこともありますので、ポピーマートさんのご協力をいただいた中で、

開店している時間はそちらのほうをご利用いただきたいというふうに地域の方とも協議させていただいたところでございます。このようなことからバス待合所でのトイレの使用については、今後ご不便をかけるところはあるのですけれども、使用できないような形で管理していきたいと考えております。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今の説明で中身はわかるのですけれども、場所が待合室ですから、要するにバス待合所ということになれば当然5分、10分、小さいところですからそういうことではないのだという考え方もあるのでしょうかけれども、やはりトイレというのは待合所には欠かせない施設だと思うのです。ですから、経費かかるのでしょうかけれども、待合所をつくったということはそういうことなのです、要するに。それだったら待合所なんて要らないですから、素の建物でちょちょっと待つような状況をつくればいいのであれば、ある程度整備するということになれば、それが使えない状態にするのはいかなものかと私は思うのです。もう少し検討していただきたいなということを要望も含めて、その件に関して何か意見があれば、答弁があれば言ってください。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 確かに上田議員言われるように待合所なので、トイレがあれば一番好ましいとは思いますが、今ポピーマートを使用しておりますけれども、確かに6時まで営業しているという内容でございます。この部分については、上更別のこども園建設したときに上更のゲートボール場、それからトイレと物置も含めて駐車場というか、バス待合所寄りに移設をいたしました。トイレも移設いたしましたので、ここもそんなに距離離れていないところにトイレもつくっておりますので、できればこういうところを、これは時間関係なく使えますので、こういうところを利用してもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。確かに上田議員さん言われるようにそういう冬期間も故障がないような形で運営できるかどうかについては、検討はさせていただきたいというふうには思いますが、よろしくお願いいたします。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 11ページの企画政策課が新たに採用する地域おこし協力隊事業と15ページの産業課が当初3名で予定していた地域おこし協力隊事業についての質問なのですが、まず産業課において当初3名で予定していたものが2名の分で1名分減額になったと。そのうちの今いる2人のうちの1名は8月から入っていて、10月からもう一名採用される。そして、4月から8月末までで1名退職しているというこの現状において、産業課に定着していかない理由は産業課としてどのように考えているのかということをもっと質問したいと思います。

そして、その中で何回も以前から産業課の地域おこし協力隊については、うどんづくりが多いということで質問もさせていただいているわけですが、そういったことで協力隊事

業の内容に関して産業課は協力隊に対して事業見直しを図るべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 産業課に配置されております地域おこし協力隊の関係なのですが、今回減額をしたのは、4月以降3名体制ということで募集をかけてきたところなのですが、今般先ほどお話ありましたとおり8月から1名新たに採用、10月から1名の採用予定がございます。3月で2人退職したものですから4月から1名体制でおったのですが、この方が8月いっぱい退職というようなことになりまして、きょう現在では今のところ1名です。今回減額しましたのは、4月から未執行になった部分について減額しておりまして、引き続き今1人採用しておりまして、予定が1人で、もう一名今募集をしてございます。あくまでも3名体制で業務は行っていくという考え方でありまして、その点についてはまずご理解いただきたいと思います。

業務の中身につきましては、うどんの関係につきましてはご質問もいただいているとおりなのですが、その際にもお答えさせていただいておりますが、うどんをつくるために協力隊を募集しているというような、それが主でということでは考えておるわけではございません。週の中で1日、2日、最低1日はうどんづくりございますけれども、残りの日については観光振興等にご尽力もいただいているところでございます。

定着しない理由というようなこともご質問ありましたけれども、こちらのほうで考えているところでは業務の内容が合わないから退職されて、どこかよそへ行かれるというような形ではないのかなというふうに思っております。あくまでも更別村における次の定着場所が決まった中で、その次のステップに進まれるというような方が今のところは多い形になっております。今回8月いっぱい退職された方もまた村内のほうで定着をして、新たな就職というような形になってございますので、今後ともうどんの業務が協力隊の定数減になっているといえますか、定着しない理由になっているというふうには考えているところではございません。

なお、採用がなかなか決まらない部分につきましては、応募のほうはそれなりにいただいております。4月以降も四、五件の応募が採用になっていない部分でございますが、こちらのほうで書類等の審査をさせていただいた中で、今後とも更別村への定着の見通し、そういったものを加味しながら人選をしているところでございますので、あくまでもうどんがあるから応募がないとか、そういうような現状ではないということで理解しているところでございます。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 課長の今の説明で了解しました。

その中で、新たに企画政策課で採用される地域おこし協力隊、これと産業課の協力隊は、地域おこしという点では産業も企画も私の中ではそんな大した変わりがないというか、村

の地域おこしということに関して見れば縦割りの中で企画、産業があるというだけの話で、連携していけるものだと考えておりますけれども、その辺の新たに企画政策課で採用する協力隊に関して産業課とどのように連携をまずとっていいのか、いけないのか、それをとっていくときにどのように企画政策課と産業課で連携をとっていいのか、そういったもののプランも教えていただきたいと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 太田議員のご質問でございます。今般新たに企画のほうでご提案させていただく協力隊の業務につきましては、地域活性化、また移住、定住の関係の支援員ということで考えてございます。

これまでも太田議員初めいろいろと協力隊の業務について見直し等のご意見をいただいております。そのような中で、今回新たな業務ということで、1つは協力隊の業務を広げることによってこれからの若い人材といいますか、そういった方を確保することができればという狙いがあります。また、実際行う業務としては、移住、定住、地域活性化ということで、移住、定住につきましては現在までも更別村の人口としましては減少傾向が続いているというようなことで、これまでも移住、定住に関して村としても取り組んでまいりましたけれども、よりこちらの部分を強化する必要があるかなというふうに考えてございます。定住化促進住宅ですとかお試し住宅の利活用、移住に関する相談対応など、こういったものを協力隊が外に出かけて、移住に関して更別村の情報発信をしていくですとか、また協力隊がどんな人材が来るかはこれからなので、わからないのですが、基本的には都市部から来るというようなことで出身地とのつながり、あるいはこれまでの経歴、そういったものに期待しながら、移住、定住等の業務に携わっていただきたいというふうに考えております。

また、産業課の協力隊員との連携ということですが、やはり同じ協力隊という立場の中でお互いの業務、観光においても情報発信といった部分がありますので、強く連携とりながら、村の地域活性化に役立つような活用を担っていただくというようなことで考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 その強化方法に対しましても、なかなか協力隊の顔を見ない村民からどの人が協力隊なのかよくわからないという声なども聞かれますので、ほかの町村とかでは協力隊が例えば農協青年部だとか商工会青年部だとか、そういったところに特別に参加して、地域の状況はどうなのか、そういったことはどうなのか、これから更別村に何が必要なのかということも話し合いの場なども必要だと思っております。質問ではありませんが、この辺を意見として取り入れていただければと思います。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ちょっと関連になりますので、引き続き質問させていただきます。

先ほどから太田議員が言っているように、この地域おこし協力隊の定義づけなのですから、いわば更別村のいろんなものを促進させて、定住だとか移住だとかという人口増に結べるという僕は大きな目的があるのではないかなというふうに実は理解しています。そこで、あえてここで分ける必要が本当にあるのかどうか。というのは、増減でいいますと結局67万8,000円程度の減額をしているわけです、予算上は。やはり今太田議員の縦割り行政のまさにそのあらわれではないかと私は危惧します。

そこで、実はこれは人事管理の問題も僕はあると思うのですが、年間プログラムに沿った要するに地域おこし協力隊のやるべきことが何かということが年度当初にまずないのではないかという気がします。そこで、あえて質問しますが、この年次プログラムに沿った業務内容というのを改めて再確認したいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまのご質問でございますが、業務の内容の部分について年間計画に基づいたというようなことなのですから、先ほども申し上げましたとおり、企画のほうで今回考えておりますのは地域活性化、また移住、定住支援ということでございます。移住、定住支援につきましては、先ほども申し上げましたようなお試し住宅であったり、定住化促進住宅の相談であったり、受け付け等の業務がございます。これまでそれとは別に例えば十勝の町村単位とかでやっております移住フェアですとか移住ツアーだとか、これは予算を伴うものですので、確定的なお話はできないのですけれども、そういったものになかなか取り組んでこれなかったというようなこともありますので、そういう部分も視野に入れつつ、業務の割り振りといいますか、計画を立てていきたいというふうに考えております。また、採用した協力隊員の持つ個性というものもあるかと思っておりますので、その協力隊員とコミュニケーションをとりながら、地域の中でもこういった活動をしていくかどうかというのを計画していきたいというふうに考えております。

年間いつごろ具体的にというのはこれから私のほうでは始めていくというようなことになりますけれども、先ほど太田議員からのご意見もいただいた部分もありますので、地域の中でも定期的にいろいろと意見交換できるような形もとりながら、業務に携わっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 私は、人事管理という部分で質問したつもりだったのです。というのは、当初3名見込んでいます。その3名のプログラムがあるのではないかとということとあわせて、今回企画でさらに6カ月見込んだという、こういう年間のスケジュールの地域おこし協力隊のやるべきことというのはどういうふうに押さえているのですかとということ質問したのです。僕は、人事管理の部分が強いと思うのです。各担当のこういう人が必要だというのはよくわかります。ただ、これを人事管理としたときにどう押さえているのですかという質問ですので、再度お願いいたします。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 当初から産業課のほうで採用しております協力隊員、それぞれ役割を持って募集をかけているところがございます、年間的に何月にとというのは、定期的な事業につきましてはあらかじめ決まったものがございすけれども、そういったものの特産品観光支援員という形での整理の中でございます。おっしゃるとおり、人事管理ということで予算がどうしても伴ってくると。予算と人の配置がセットになっておりますものですから、特産品開発、また観光支援を担当する商工費のほうで予算計上をさせていただいているところでございます。今般企画政策課のほうでは新たな支援員ということで、そちらのほうも新たな業務を、役割を担うというところで、その担当部署と予算との配置ということで分けての計上ということでございます。

協力隊につきましては、幅広い分野での活躍が、活動等ができる制度ということでございまして、本村においてはこれまで産業部門にしか配置がなかったのですが、今後今回の企画の部分ですとか、新たにまた活用ができる協力隊の募集の枠組みができましたらほかの部署でもなろうかと思えます。その際にもそれぞれの関係予算で整理をしながら、配置した人材の管理等も原課において行っていくという形で現在は整理をさせていただいているところでございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 これ再質問に入れてほしくないのですが、というのは私はあくまでも人事管理という部分で言っているのです。産業課のやっていることだとか企画のやりたいこと、これはずっと言っていますからわかるのです。要するに人事管理として、この人たちは更別村の人口減少に伴う対策として何々をしたい、何々をしたい、何々をしたい。それぞれが産業課配属だ、企画政策課配属だ、ここは内部的な話になりますからちょっと私もわかりませんが、一本の筋でもないかという趣旨もあります。そこでいうこの人たちに更別村の目指すところの人事配置を含めた何を目的としてそれぞれ充てているのですかということですから、各担当課の説明はやっている業務内容ですからよくわかるのですが、それ何のためにやるかということです。そこがそれぞれ皆さんの思いが違っていれば、当然人事管理なんてあそこ必要だからやるのか、あそこ必要でないからやらないのかだけで終わってしまいますから、もうちょっと大きなプログラム、僕はプログラムというのは更別村の今後の行く末の何をもって観光に力を入れるのかだとかということがちゃんとされているのかなというちょっと疑問があるものですから質問しているのですが、今まではただの業務内容だけであって、答弁になっていないと思いますので、お願いいたします。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 地域おこし協力隊の関係でございすけれども、この地域おこし協力隊は総務省のほうでの国の支援をいただきながらやっている事業でございます。広くは目的としてはいろんなものがあるかとございます。やはりこれは都会のほうからとか来ていただ

いて、そういう知識だとか経験だとかいろんなものを活用してもらって、その自治体の活性化を担っていただくと、そしてまた定住もしていただきたいし、また起業等もしていただきたいという思いの中でこの地域おこし協力隊というのは成り立っているところでございます。従前は産業課に配置した中で観光特産品という、そういうものに特化して、この部分を強化したいという思いの中で採用しているわけです。また、今回は、先ほど課長からもありましたように移住、定住等を含めて、そういう目的に沿った中で人材を求めたいと。当然そういう目的によってその関係課のところに予算づけをして、配属をしなければならないというのはご理解をいただきたいなというふうに思います。基本線は、あくまでも地域のためにいろんな活動をしていただきたいというのが根底にあるということはおご理解いただきたいというふうに思います。

また、これから先ほどもありましたけれども、こういうものに限らずいろんなものが当然職員で担えないもの、もっともっと強化しなければならないもの、そういうものにももしかしたら新たな協力員というのも考えていかなければならないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今村瀬議員さんのお話のとおり、今副村長が答弁させていただきましたように大まかなところでの目標というものはしっかり持たなければいけませんし、実際私自身の見解を申しますと、地域おこし協力隊の役割、あるいは今言われました年間プログラムを含めまして再検討の時期に来ているというふうに考えております、私自身としては。ですから、各課においては、今回こういう形で企画政策課に配置するというような形で提案をさせていただきますけれども、できれば早い時期に抜本的に地域おこし協力隊のそういうような内容、役割、そして年間のプログラム等を含めて、再度議員の皆様方と議論をしながら、しっかり確立をしていかなければならないということで、私はもう既に見直しの時期に来ているというふうに認識を持っていますので、その部分早いうちに、4月ですか、あるいは3月議会等で出せればというようなことは思っていますけれども、早急に見直し検討をする必要があるというようなことを思っておりますので、今その作業を着手するようには指示をしております。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 16ページですか、中学校経費の中の報償費で先ほどスクールカウンセラー謝礼として86万2,000円、これは不登校云々と言われました。そして、昨年の決算書を見ますと、去年は報償費が56万5,000円云々なのです。ことしふえた上に、また去年より多い補正が出てきているということは、何か特殊な事情があったのかどうか説明をお願いします。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 スクールカウンセラーの謝礼につきましてでございます。特別な事情というところではないのですが、昨今複雑化する児童の対応についてやはり専門家であるスクールカウンセラーの活用は重要と考えておりまして、今年度執行に当たって、今お願いしておりますカウンセラーのほかの町村との業務の兼ね合いがおおむね時間とれるような形になりましたので、これを契機にさらに活動を充実していきたいと考えまして、このような形で実働をふやすものでございます。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今までもカウンセラーはいたのですけれども、実質ほかの町村との兼ね合いもあったということで時間がとれなかったと。今回更別にもっと時間を割いてもらうという意味で予算をふやしたということなののですけれども、実際不登校に関してなののですけれども、どのような状態になっているのか、この機会ですので、説明をお願いします。

○議 長 ここで答弁調整、また昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川上教育次長。

○教育次長 失礼いたしました。不登校の村内の状況でございますが、小学校、中学校それぞれ1名が行事などには参加できている状況にはあるのですが、通常の日の登校がなかなかできていない状況の子どもがおります。学校としても保護者とも連絡を密にとりながら対応に当たっているところでございます。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 昨年、それからことしの予算見ても、ことしは76万1,000円の予算を計上しているという中において今回補正で86万2,000円ですか、予算より多い補正を計上したということで、ただいま話聞きますと1名ということで、そう変化はないように思われます中において、これだけの予算を計上するということはこれからが十分なカウンセリングができるのか、ということは今まで十分なカウンセリングができていなかったのではないかなという気がするわけなののですけれども、これから予算を作成するに当たっては十分な予算をきちんと上げてほしいなと思います。そういうことで、その辺の見解をお願いいたします。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 予算の積算時においては、先ほど話したとおり、他町村の状況もあったところでございますが、年度明けて一応そんな状況で、活動についても十分確保できるという

ことの中でこんな形となっております。さらに、カウンセラーの活動につきましては、学校訪問による相談活動ですとかカウンセリング、また学校や教育委員会との情報共有などを今後さらに充実していくと同時に、学校訪問において休み時間などの日常的な場面での声かけや日常の様子などを児童生徒を見ながら、いわゆる未然防止、早期発見のほうにも努めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 関連質問させていただきます。今ご説明いただきましたけれども、十分回答の中で理解できるところがちょっと不足していますので、重ねてご質問させていただきます。

30年度の当初予算が76万1,000円ということで、一昨年のカウンセリングの実態を踏まえてある程度きめ細かくカウンセリングを行いたいということで、増額とは言えませんが、それなりの予算措置の計上で承認した経過がございます。加えて今回の補正ということで、それ以上の金額、86万2,000円の増額という形でございます。他町村とのかかわりもあるというふうなご説明をいただきましたけれども、基本的には30年度の予算審議の中で十分それで足り得る、あるいはそれに付随した形のカウンセリングをするのだという説明の中の予算計上であったはずですが、それなのに、あえてなおかつ他町村の都合を含めてということの倍額以上の補正を組むということについての今の説明では理解できないところがはっきり言ってございます。本当に必要なのかどうなのかという部分のまず確認、当初の予算に対して今現在、これからの対応をどこまで必要性があってこの86万2,000円を追加するのかというご説明をまずいただきたい。今回の合計で160万近くの予算措置になりますから、これは来年以降も含めてそれなりの対応をする気持ちでこの予算の補正という形で考えているのか、それらも含めて、そのとき、そのときのバランスの中でただ提案するのではなくて、やっぱりビジョンを持った中で提案していただかないと、来年また76万1,000円に減りました、五、六十万に減りましたと、それはちょっと捉え方としておかしくなるので、まずは今年度の補正の86万の本当の必要性の部分についてきちっと説明していただきたいというふうに思います。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 カウンセラーの必要性でございますが、先ほどもお話ししてはいたのですが、ご本人の都合がある程度配慮できるということもあったというところもあるのですが、やはりカウンセラーの対応するようなところは学校とも協議した上で十分なケアが必要と考えているところでございます。日数についてもこのような形で進んでいるところから、おおむね月7回程度、ざっとならしたところですが、月7回程度は更別村においての活動をしていただいているところでございます。そのような形で、先ほどもお話ししましたが、個別の案件のほかにも子どもの様子を見ながら、いわゆる不登校以外にもいじめや暴力行為等の問題行動や虐待等のそういったところも学校現場ではいろいろな問題が出てきてお

りますので、そういったところもカウンセラーの専門家の目で見ていただきながら、未然防止等も含めて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今のご説明いただきましたけれども、基本的に私が問いたいのは、なぜ初めからそういう予算措置をしないのですかということです。いいですか。何で必要性あるのにあえて縮小した予算措置を提案しておいて、では今になって補正になって個別的なものも含めてカウンセリングきめ細かいことやりたいですと何で今さら言うのですか。何で30年度の当初予算でそこまでやりますと言えないのですか。どうも今の説明ですと、基本的にやることはやりますよと提案しておいて、そして不足がありました。こういう部分がありました。個別指導も十分カウンセラーも含めて余裕的なものも含めてできるから、それもやりますよという言い方しますけれども、違うのではないですか。教育のあり方論として違うのではないですか、それは。もともとがきちっと予算措置をして、ここまでやりますということを提案して実施するのがこのカウンセリングの主たる目的なのです。ただ訪問します。カウンセラーの予定もありますから、月何回はやりますよ。それは最低限いいです。だけれども、ここまでの予算措置をするという形のものが今なぜ出てくるのですかということです、問題なのは。いいですか。当初からそういう予算措置をすればいいのです。その点の見解求めたいと思います。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 先ほどの話なのですが、当初予算の段階で今来ていただいているカウンセラーの方のほかの町村との業務の兼ね合いもあって、その時点では当初予算なりの活動しか見込めなかったのですが、その後カウンセラーの方の更別にきていただけるという都合がつくことになったことから、このような形で活動していただきたいということで予算措置したところでございます。

以上です。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 ただいまの安村議員のどうして最初からそういう予算措置をしなかったのかというお話でございます。私は、このスクールカウンセラーの方というのは非常に学校教育に有効な方でありまして、本来であればおっしゃるとおり当初予算からきちんとした形で予算を組みたかったというような気持ちはあります。ただ、今次長からお話がありまして、なかなかこういう資格を持った方がいらっしやらないということで、何とかその中でもうちの村に来れる時間を多くつくってほしい。その中で何とか確保できたのが当初予算の計画ということになります。本来であれば私もこういう形で学校教育にきちんとかかわれる方、最初からきちんとした時間を取りながら予算措置をしたかったのですが、そういうようなことで当初に予算を組めなかったということについてはご理解いただきたいというふうに思っております。

そして、来年度の予算はどうするのかというようなお話でございますけれども、こういう形で今回予算措置ができたということであれば、来年度についてもこの形を維持するような形で持っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今教育長等説明いただきましたけれども、基本的には来年度の予算措置も含めてという話になるのでしょうかけれども、私はそこを心配しているのです、逆に。今はできたけれども、来年ほかの町村も含めた対応の中でカウンセラーがある程度日程調整できませんよといったときに、今と同じことができなくなるという懸念がないのかという部分の心配です。確かに教育長が言うように来年も含めて継続的なものを目指したいと言うけれども、目指したいという願望であって、担保は何もとれていないわけです。その中で、ことは、30年度はここまでやりました。去年はできていません。ことは補正も含めてやります。来年また他町村の状況も含めて、近隣町村を含めてこの資格者が限定されている中で予算措置できませんという形になれば、それこそやっていること自体が、わかりますか、言っていることが。言っていること理解できますか。やっていることが毎年毎年いろんな形で変わってくる。それは一貫性がないことであって、それはカウンセリングを受ける子どもたち、あるいは父兄にとって非常に不幸なことになりかねないから、その部分も踏まえた形の補正を組んで、来年度に向けてのきちとした担保とは言えないけれども、それなりの思いを強く予算措置もできるという前提の中でその説明を今なさっているのかどうか、その点がちょっとやはり私は心配なので、最後にその点の説明だけお願いします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 ただいまのご質問なのですけれども、スクールカウンセラーの資格を持った方がなかなか多くはいらっしゃらないという中で、今回こういう形で村のスクールカウンセラーを引き受けてくださる方をお願いしているところであります。その方が今回こういう形で他町村との調整をとりながら、これまで以上の対応ができるということで対応していただくことになっておりますので、今後もそのスクールカウンセラーの方と協議を進めながら、何とか今この補正した段階の対応ができるような内容でもって予算措置できるように努めていくのが我々の務めかなと思っておりますので、ただそれがきちんと担保できるかという部分になりますと、私どもとすればその辺に努めていくということしか言えないようなところがあるのは、これは大変申しわけないと思いますけれども、そんなことでスクールカウンセラーの方についてはきちんと対応できるような形で確保していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 ちょっと確認だけさせてください。10ページ目の目4の地方振興費の中

の9番目に旅費の関係で、調査旅費ということで施策調査費の増額、当初予算が50万で35万の補正プラスということでご提案がございました。内容等について先ほど副村長の説明の中でワーキンググループの関係の視察も含めた研修をしてきたということでございますので、状況も含めてご説明いただければありがたいというふうに思います。

○議 長 安村さん、今回認めますけれども、1つの議題で3回まででした。

佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまの旅費の補正の件でございます。これにつきましては、昨年からの国家戦略特区の関係の延長上で出てきた事業でございまして、近未来技術等社会実装事業という事業が国のほうでありまして、そちらのほうに北海道との連携の中から北海道、更別村、岩見沢市ということで、その枠組みの中でこちらの事業に採択をされたものでございます。

内容につきましては、AIですとかIoTやドローン等の近未来技術や科学技術研究の成果等の最新の知見を活用して、それを社会実装、実用化に向かった試験等を行っていくということによりまして地方創生を目指す、それから先進的な取り組みを各地域に広げていくというようなことになってございます。そちらの事業に採択されたということから、北海道のほうで今後コンソーシアムという協議会のようなものを立ち上げていくという中で、その中に更別村が入りますので、その協議の中に札幌市への往復が多数出てきますので、そちらのほうの旅費ということで今回補正を上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(何事か声あり)

○議 長 村瀬さんも3回終了です。申しわけありません。

(何事か声あり)

○議 長 村瀬さんの本案に対する質疑は既に3回になっておりますが、会議規則第55条のただし書きの規定によって発言を認めます。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 大変ありがとうございます。先ほど私も質問ちょっと足りないということで再質問したのが2つというふうに勘定しまして、ありがとうございます。

10ページになります。総務費の関係なのですが、情報処理の関係と会計年度任用の関係で、この節の部分の振りかえのような感じの予算措置に見受けられるのですが、実はこの新たな会計年度任用職員制度整備業務委託料についてわかりかねるものですから、この業務内容の説明を含めて、ここの委託先というのは北海道自治体のこのシステム会社と同等なのか、この辺の関連性がよくわからなくて、なぜこんなふうな振りかえというような形になったのかを説明願います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長　こちら情報処理管理事務経費86万4,000円の減額と会計年度任用職員制度整備事業86万4,000円、これ追加になっているのですが、たまたまでございます。予算を振りかえたわけではございませんので、そこら辺はそういうことなのですが、会計年度任用職員制度の整備事業ですけれども、平成29年の5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、これが公布されまして、平成32年の4月に施行されます。一般職の会計年度任用職員制度という制度が創設されることになります。任用服務規程等の整備、これを図るのですけれども、さまざまな準備作業が求められております。最終的には任用の根拠となる条例を制定することになりますけれども、既存の条例、規則にも多大な影響を及ぼすことになります。法制的専門知識も求められることから、これを専門の知識を持つ業者に委託するということで追加させていただくということにしております。

以上でございます。

○議　　長　7番、本多さん。

○7番本多議員　14ページの大樹町の森クリニックへの助成ということでございますが、これは個人的な病院でございます。そういった中で予算措置としてちょっと勘違いされる部分があるかと思うので、この中身について詳しく説明をいただきたいと思います。

○議　　長　安部保健福祉課長。

○保健福祉課長　森クリニックに対する人工透析機器の設備更新事業の助成なのですけれども、平成11年に森クリニックができたときに建設費も含め南十勝5町村で援助してきた経緯があります。今回森クリニックの人工透析機器がその平成11年の開院当初から使い続けているもので、もう既に補修用部品等の製造がないということで、今回南十勝4町村プラス幕別町に対しまして森クリニックから施設整備の要請があったわけですが、南十勝の4町村プラス幕別町で話し合った結果、人工透析機器の設備に関してのみ6,397万9,000円に対してその2分の1を南十勝の4町村プラス幕別町で助成をするということになりました。それで、負担割合としましては、大樹町が41%、広尾町が35%、幕別町、更別村、中札内村が8%ということで、今回255万9,000円を計上させていただいているところです。

以上です。

○議　　長　7番、本多さん。

○7番本多議員　わかりました。

現在の更別村内の透析患者というのはどの程度いて、帯広に通われている方もいらっしゃるかと思いますが、その割合というか、その人数をお聞かせください。

○議　　長　安部保健福祉課長。

○保健福祉課長　現在更別の人工透析患者は5名おられます。そのうち2名が大樹町の森クリニック、残り3名が帯広の病院に通っております。

以上です。

○議　　長　ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第57号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第13 議案第58号

○議 長 日程第13、議案第58号 平成30年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第58号 平成30年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条でありますけれども、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,115万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,214万2,000円とするものであります。

内容の説明であります。事業勘定の歳出から申し上げます。6ページをごらんいただきたいというふうに思います。款3の国民健康保険事業費納付金におきまして260万5,000円の減となりまして、補正後の予算額は2億1,225万円となります。

内訳でありますけれども、項1医療給付費、目1一般被保険者医療給付費は、歳入の一般被保険者国民健康保険税の賦課額に合わせて納付金の特定財源であります国保税を一般財源から財源振りかえするものであります。

目2退職被保険者医療給付費は、北海道に納付する退職被保険者医療給付費納付金の決定により4万3,000円を減額するものであります。

項2後期高齢者支援金等、目1一般被保険者後期高齢者支援金等も納付する金額の決定によりまして256万2,000円を減額するものであります。

目2退職被保険者後期高齢者支援金等も納付金の確定によりまして5,000円増額するものであります。

続きまして、7ページをお開きください。目1介護納付金も給付金額の確定により5,000

円減額するものであります。

款 6 基金積立金におきましては、482万9,000円を追加し、補正後の予算額は484万3,000円となります。平成29年度からの繰越金の額の確定に伴い、翌年度以降の北海道への納付金の財源となります国民健康保険税の急激な上昇を緩和するための財源として積み立てを行うことになっております。

款 7 諸支出金におきまして892万9,000円を追加し、補正後の額は3,862万円となります。

項 3 過年度過誤納還付金、目 1 過年度過誤納還付金でありますけれども、昨年度に概算交付された療養給付費交付金、特定健診の国及び道費負担金の確定に伴い、過大に交付を受けた分を国、道、社会保険診療報酬支払基金に還付するものとして892万9,000円を追加するものであります。

次に、歳入にまいりたいと思います。5 ページをお開きください。款 1 国民健康保険税におきましては、479万円を減額し、補正後の予算額を 1 億8,733万円とするものであります。

内容の説明でございますけれども、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税につきましては、医療費給付費分48万4,000円の減額、後期高齢者支援金分453万円の減額、介護納付金分が27万8,000円の増額となっており、合わせて473万6,000円を減額するものであります。減額理由につきましては、医療給付分、後期高齢者支援金分は被保険者減少による均等割算定基礎額に伴う減額であり、介護給付金分は所得割算定基礎額増額に伴う増額であります。

その下でありますけれども、目 2 退職被保険者等国民健康保険税でありますけれども、医療給付費分は 5 万4,000円の減額、後期高齢者支援金分4,000円の追加、介護納付金分は4,000円の減額で、合わせて 5 万4,000円を減額するものであります。減額理由といたしましては、医療給付費分、介護給付費分は退職医療対象者数の減に伴う減額でありまして、後期高齢者支援金分は低所得者軽減額が 5 割から 2 割になったことに伴う増額でありまして、確定賦課に伴い合計額で減額するものであります。

款 6 繰越金につきましては、前年度からの繰越金として1,594万3,000円を追加するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成30年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第14 議案第59号

○議 長 日程第14、議案第59号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第59号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

第1条といたしまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ891万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,115万円とするものであります。また、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171万9,000円とするものであります。

内容の説明でありますけれども、事業勘定の歳出から申し上げます。9ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1総務費におきまして168万9,000円の増額で、補正後の予算額674万円とするものであります。

項1総務費、目1一般管理費で168万9,000円の増額であります。説明欄（1）、総務一般事務経費におきまして、節19負担金補助及び交付金で介護保険法改正にかかわるシステムの対応に係る北海道自治体システム協議会負担金の増額となっております。

款3地域支援事業費におきましては、額の追加はありませんけれども、歳入の雑入で長寿社会づくりソフト事業費交付金が公益財団法人地域社会振興財団から口腔、栄養講座を実施している元気アップ講座と滅菌機購入に対する交付金が採択になったことに伴い繰入金金を減額し、財源を振りかえるものであります。

続きまして、款4基金積立金におきまして114万8,000円を追加し、補正後の予算額を116万9,000円とするものであります。

10ページにまいります。目1基金積立金114万8,000円の追加であります。これにつきましては、平成29年度の介護給付費交付金、地域支援事業交付金並びに介護給付費道費負担金の追加交付にかかわるものを積み立てするものであります。

続きまして、諸支出金でございますけれども、前年度概算交付された交付金について前年度の介護サービス給付事業費等の精算に伴いまして過大に交付を受けた分を国、道に還

付するものとして607万5,000円を追加するものであります。

続きまして、歳入にまいります。歳入、7ページをお開きください。款3国庫支出金におきまして79万9,000円を追加し、補正後の予算額を8,617万3,000円とするものであります。

内容でありますけれども、介護保険法改正に伴うシステム改修に対する補助金を追加するものとなっております。

款4支払基金交付金におきまして80万1,000円を追加し、補正後の予算額を8,042万9,000円とするものであります。

項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、目2地域支援事業交付金、ともに平成29年度分の追加交付金をそれぞれ支払基金交付金で280万ですか、それと介護給付費で66万6,000円、地域支援事業給付金で13万5,000円の追加となっております。

款5道支出金におきましても19万3,000円追加するもので、補正後の予算額は4,609万7,000円するものであります。負担金の平成29年度分の追加交付金となっております。

8ページをお開きください。款7繰入金におきまして41万5,000円を追加し、補正後の予算額を6,644万7,000円とするものであります。

内容の説明であります。項1一般会計繰入金、目5その他一般会計繰入金で節1事務費繰入金として北海道自治体システム協議会負担金の増加に伴い89万円を増額、節2その他一般会計繰入金は長寿社会づくりソフト事業費交付金が公益財団法人地域社会振興財団から交付されることに伴い、47万5,000円を減額するものであります。

款8繰越金におきましては、622万9,000円を追加し、補正後の額を623万円とするものであります。

内容の説明でありますけれども、前年度繰越金を追加するということであります。

款9諸収入ですが、47万5,000円を追加し、補正後の予算額109万1,000円とするものであります。これも先ほど繰入金でも説明申し上げましたが、長寿社会づくりソフト事業費交付金が公益財団法人地域社会振興財団から交付されることに伴い、追加されるものであります。

続きまして、サービス事業勘定にまいります。14ページをお開きいただきたいと思います。款1事業費で12万4,000円を追加し、補正後の予算額171万9,000円とするものであります。

内訳であります。項1居宅支援サービス事業費、目1居宅支援サービス事業費で12万4,000円の追加であります。説明欄(1)、包括的支援等事業において節9の旅費で10万5,000円の追加であります。これは、地域包括ケアにかかわる保健師並びに社会福祉士の研修の旅費を追加するものであります。節11の需用費で高齢者支援事業のため参考図書購入費を追加します。節19負担金補助及び交付金で追加した旅費にかかわる研修会負担金を追加するものであります。

続いて、歳入にまいります。13ページをごらんください。款2繰越金で12万4,000円を追加し、補正後の予算額を12万5,000円とするものであります。これは、前年度の繰越金を追

加するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第59号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件
を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第15 議案第60号

○議長 長 次に、日程第15、議案第60号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計補
正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第60号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
であります。

資料、こちらのほうの議案の1ページ目をお開きいただきたいというふうに思います。
第1条に総則、第2条では今回補正する資本的収支を定めております。

収入の総額でありますけれども、既決予定額1億3,428万円に補正予定額1,823万1,000
円を追加し、1億5,251万1,000円とするものであります。

支出の総額につきましては、既決予定額9,570万2,000円に補正予定額1,823万1,000円を
追加し、1億1,393万3,000円とするものであります。

第3条、企業債の補正につきましては、下水道事業債の限度額1,490万円を2,130万円に
補正し、過疎対策事業債につきましては限度額870万円を1,220万円に補正するものであり
ます。

続きまして、補正予算の実施計画について説明をさせていただきます。支出の部よりご
説明を申し上げます。3ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1 下水道

等事業資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費でございますけれども、既決予定額5,235万2,000円に工事請負費1,823万1,000円を追加し、7,058万3,000円とするものであります。説明でありますけれども、個別排水処理施設の設置予定基数を当初10基見込んでおりましたが、新築住宅建設の増加に合わせまして4基追加し、14基とするものであります。

続きまして、2ページ目の収入の部についてご説明申し上げます。款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債で既決予定額2,360万円に990万円を追加し、3,350万円とするものであります。説明であります、個別排水処理施設工事費に係る下水道事業債で640万円の追加、過疎対策事業債で350万円を追加するものであります。

その下でありますけれども、項2出資金、目1他会計出資金で既決予定額6,131万円に833万1,000円を追加し、6,964万1,000円とするものであります。説明であります、個別排水処理施設設置工事におきまして企業債発行の対象外工事費につきまして一般会計より財源補填分として出資するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 4基ふえることによつての補正かと思いますが、まず収入の見込みのほうで受益者負担金が伴わないのかということと、支出のほうで実施設計ですか、4基分の実施設計の委託料が伴わないのかということについてまず質問したいと思います。

○議長 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 受益者負担分なのですが、今回建築費、工事費のみを補正させていただいておりまして、実質今時点では1基確定して申し込みがありまして、残り3基については今後のものについての対応というようなことで計上させてもらっております。今回歳入につきましては計上しておりません。

あと、実施設計料のほうなのですが、これは既定の予算の中でやりくりできるのか、予算の組み方によるのですけれども、発注の仕方で件数をまとめたり、ばらしたりとかの関係でのやりくりの中で既定の予算の中では対応できるというようなことだったものですから、今回は取り急ぎ必要となる工事費、こちらを補正させていただいたというようなことになります。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 1基は実施するという予定で、3基は見込むということによろしいですね。

委託費については理解できました。分担については、1基が発生するのかなという気もしますが、ここで財源のあり方についてなのですが、実質建設費の負担についてはここに書いてあるとおり下水道事業債、過疎対策事業債、あとは分担金等々で賄

われるということなのですから、そこで今回のこの財政のあり方なのですが、ルール分というのですか、通常行われているルール分より、ちょっと私正確に率は把握していませんで大変申しわけないのですけれども、その辺のルール分と比べて少ないのではないかなということで感じているものですから、もしその部分があればその差額は幾らということになっていますでしょうか。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 申しわけありません。具体的なパーセンテージ今ちょっと手元になかったですから確認させてもらいますが、下水道事業債のほうを使えるだけ使うというか、借りられるだけ借りたいというようなことと、それにあわせて財源可能なものの充当というような形になっていたものですから、今、年度途中の財源というようなことで、恐らく総体的な予算の中で更別村で配分されている率の中での計算になってきているのかなと思いますので、ちょっと時間いただけたらと思います。

○議 長 答弁調整のため2時30分まで休憩を入れます。

午後 2時18分 休憩

午後 2時32分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

新関建設水道課長。

○建設水道課長 大変申しわけありませんでした。

先ほどの比率というような話でしたけれども、事業費の起債に該当する経費と該当しない経費というのが大きくありまして、該当する経費につきましては1割は自己負担というか、分担金というような形、残り4割を過疎債、6割を下水道債というような、おおむねそのような形になります。

先ほど分担金の話ちょっと説明が足りなかったのですが、これは翌年度の納入というか、納付になるものですから、予算的には来年計上されるというようなことの説明がちょっと足りませんでした。残り対象事業外の経費につきましては、従前より村のほうで負担しているというような形になりますから、その部分が今回出資金というような形で入ってくるというようなことになっております。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 恐らく順当に計算したら少し持ち出しが多いかなと実は思っております。数字示されませんでしたけれども、一応この事業を推進するために毎年10基ということで想定して、財源も考慮しながら進めてきた経緯があると思います。当初始まったころは、いろいろ文書を出したりとか、チラシ出したりとかというような啓発をやりながら個排については推進したかと思うのですけれども、最近見ますと10基は見るのですけれども、大

体設置数が不足して、要するにお金が余ると。そうすると、補正で返すという状況が続いているかと思うのです。今回多くなって大変よろしいのですけれども、もう少し精度を高めるためにも例えば農家さんでしたら農業委員会さんの農地の流動、要するに宅地化ないかだとか、もうちょっとそういう現場に目を向けた啓発も含めて、財政も含めたことを考えながら設置するのが私は正しいやり方だと思っているのですけれども、それについては従前どおりのありきたりのとりあえず10基見ると、何かあったら補正するのだ、足りなくなったら今度また追加するのだというような考え方なのではないでしょうか。再度確認させていただきたいと思います。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 過去においてもその前後の基数とかをある程度勘案して組んでいたのかなと思うのですけれども、実際は多くは農村地区の農家の方が多いですから、産業課ですとか農業委員会等の情報をいただいたりだとか、あと今村のほうでも住宅建設だとかの助成とかもありますから、そんなような問い合わせだとかという部分も調整しながら予算は当然組むというようなことであります。

ただ、今回1件については更別の上更の市街のというか、分譲地のほうから出てきて、ちょっと情報がつかみ切れないものが出てきたりだとかというのもあったものですから、そういうのもそのプラスアルファを今回は残り3基というようなことを見たのですけれども、そこはどういうふうにするかというのは精度を高めた中で予算計上していかなければならないと思っているのですけれども、何せかんせ補正すればいいのだということではなくて、予算を精査する。それと、村としてもこういう事業を推進しているというようなことです。ですから、希望があれば何とか予算確保して設置していただきたいというようなこともあったものですから、今後もより一層予算計上につきましては精査してやっていきたいなと思っております。

○議 長 ほかが質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第16 認定第1号ないし日程第21 認定第6号

○議長 次に、この際関連がありますので、日程第16、認定第1号 平成29年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第21、認定第6号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 認定第1号 平成29年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで一括して、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見書を添えて提出するものであります。

また、資料といたしまして、各会計決算資料と地方自治法の各条項の規定に基づき各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要、基金管理運用状況調等を提出しているところであります。

平成29年度は、第5期更別村総合計画の最終年度となり、さきに策定しました更別村地方創生総合戦略を含めた総括と進捗状況の確認、引き続き村長としての公約実現など、各分野、領域におけるK P I等の目標達成と確実な政策の実行と具現化に向けて全力を傾注したところであります。平成29年度の地方交付税は、前年度比5.9%減となり、国はもとより地方財政が依然として一層厳しい状況が続いている現状であります。しっかりと財源、財政措置を行い、健全な財政運営に努めながら、山積する村政の課題解決と施策の実行に心がけてきたところであります。昨年度は、総じて天候にも恵まれ、農業粗生産額も140億円を超える史上最高となりました。これもひとえに生産者の皆様の長年にわたる土づくりに象徴される高い生産技術、着実なる営農努力のたまものによるものであり、心より敬意を表するものであります。また、一昨年の台風被害の教訓を生かし、引き続き農業基盤整備を計画的に進めながら、自然災害への備えをしっかりと行うため新しく防災計画の見直しを行ったところであります。引き続き関係機関と連携しながら、防災訓練の実施等を初め万全な防災体制の確立を構築していく所存であります。このような内外情勢のもと基幹産業である農業振興、商工業振興、医療、福祉、介護、子育て、教育、地方創生にかかわる各種施策も着実に前進をしてきているところであります。改めまして議会の皆様を初め村民の皆様方の多大なるご支援とご協力をいただきましたことに心よりお礼と感謝を申し上げる次第であります。

各会計の決算状況は、提出議案の更別村各会計歳入歳出決算書によるところでありますけれども、説明につきましては資料として提出してございます各会計決算資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、平成29年度各会計決算資料の1ページをお開きいただきたいというふうに思います。1ページは各会計決算状況の一覧でありますけれども、各会計の決算額等につき

ましてはこの後会計ごとにご説明を申し上げますので、ここでの説明は省略をさせていただきたいと思います。各会計とも収入確保がなされた上に、総体的に健全財政が保たれたものと考えているところであります。

続きまして、2ページをお願いいたします。一般会計財政収支の状況であります。本年度の歳入に関しましては55億5,530万6,000円、歳出にありましては54億168万4,000円、歳入歳出差引額につきましては1億5,362万2,000円、翌年度に繰り越すべき財源はゼロ円、実質収支でございますが、1億5,362万2,000円となっております。前年度実質収支が1億5,796万2,000円でしたので、単年度収支は計算上434万円の減となっております。財政調整基金取り崩し額は6,503万3,000円、財政調整基金の積み立てにつきましては8,087万8,000円を積み立てたところでありまして、また、実質単年度収支につきましては1,150万5,000円の増となったところでありまして、

続きまして、3ページをお開きください。3ページは、一般会計歳入歳出決算構成表の歳入であります。ここでは主なもののみ申し上げますけれども、1の村税に関しましては前年度比0.6%の減となりました。2の地方譲与税につきましては、前年度比0.2%の減となっております。村財政の柱となる9の地方交付税におきましては、昨年度比5.9%減の20億4,032万3,000円となり、依然として厳しい状況でありました。繰入金が前年度より大きく増額されておりますけれども、これは公共施設の改修工事に伴う基金繰り入れ、それと上更別認定こども園園舎改築による福祉基金繰り入れなどが主な要因であります。全体としては財源の確保が厳しい状況の中ではありますが、でき得る限り有利な財源を確保するよう努めてまいりました。

続きまして、4ページ、歳出であります。主なもののみ申し上げます。2の総務費におきましては、前年度より1億7,170万9,000円の増額となっております。庁舎改修事業で2,927万円、地方創生推進交付金事業で4,904万円、地方創生拠点整備交付金事業で1億2,401万円を支出したことによるものであります。また、開村70周年記念事業として旧更南中学校跡地へ植樹を行っております。3の民生費につきましては、前年度より4,608万9,000円ふえておりますが、社会福祉センター改修工事に2,301万円を支出、障害者施設B型就労支援施設建設へ1,105万円の助成を行ったことによるものであります。4の衛生費におきましては、1,520万4,000円の増額となっておりますが、歯科診療所のレセプト機器更新や汚水処理施設共同整備事業負担金増額等によるものであります。6の農林水産業費におきましては、5億1,326万7,000円の増額となっております。哺育・育成牛預託施設整備関係助成金の繰り越しで3億186万円、同じく整備補助金として1億4,325万円を支出、道営畑総担い手支援型事業の負担金として6,239万円、産地パワーアップ事業助成金で7,952万円を支出したことによるものであります。7の商工費につきましては、7,921万6,000円の増額でありまして、カントリーパーク改修事業で7,715万円、開村70周年記念事業として街なか交流館開設2周年記念事業の実施など、引き続き商工業の活性事業や観光物産総合振興事業として観光、商工業の振興のため各種助成金や特産品販売促進を図って

まいりました。8番の土木費につきましては、村営住宅建設工事費がなかったことから1億959万7,000円の減となっておりますが、除雪費で7,834万円、除雪車の更新事業で2,778万円、道路改良舗装事業で1億6,314万円、橋梁点検負担金等で6,217万円を支出し、村営住宅改修事業で5,863万円を支出しております。9の消防費につきましては、1億3,514万8,000円の減額であります。高規格救急自動車の更新に4,158万円を支出しております。10の教育費ですが、2億8,081万6,000円の増額で、運動広場の改修事業に2,770万円、上更別地域の子育て拠点として認定こども園園舎等改築事業を行い、3億186万円の支出となっております。

続きまして、5ページから17ページまでの各種の参考資料につきましては、ご参照、お目通しをお願い申し上げます。

次に、18ページをお開きいただきたいと思います。18ページですが、特別会計財政収支の状況であります。まず、国民健康保険特別会計の事業勘定であります。歳入は5億9,744万3,000円、歳出は5億8,139万9,000円、歳入歳出差し引き1,604万4,000円が実質収支でありまして、単年度収支は1,489万円の増、基金の積立金に関しては1,000円、実質単年度収支では1,489万1,000円の増となっております。診療施設勘定にまいりまして、歳入が2億9,867万9,000円、歳出が2億9,857万8,000円、歳入歳出差引額については10万1,000円、実質収支も同額であります。単年度収支はゼロ円、実質単年度収支も同額、プラス・マイナス・ゼロ円となっております。

続きまして、後期高齢者の特別会計にまいりまして、歳入につきましては5,313万9,000円、歳出5,286万4,000円、歳入歳出差引額につきましては27万5,000円、実質収支も同額であります。単年度収支は16万7,000円の増、実質単年度収支も同額となっております。

続きまして、介護保険特別会計にまいりまして、事業勘定では歳入が3億2,644万1,000円、歳出は3億2,021万1,000円、歳入歳出差引額623万円、実質収支も同額であります。単年度収支につきましては177万7,000円の増、基金積立金6万6,000円、基金の取り崩し額は819万9,000円、実質単年度収支につきましては635万6,000円の減となっております。続いて、サービス事業の勘定にまいります。歳入184万円、歳出171万4,000円、歳入歳出差引額は12万6,000円、実質収支も同額であります。単年度収支は3万3,000円で、実質単年度収支も同額であります。

続きまして、簡易水道特別会計にまいります。本年度の欄でございますけれども、歳入5,021万1,000円、歳出は5,009万1,000円、歳入歳出差引額12万円、実質収支も同額であります。単年度収支につきましては3万2,000円の減となり、単年度、実質単年度収支も同額となります。

公共下水道特別会計にまいりまして、本年度の歳入が1億5,091万5,000円、歳出が1億4,720万6,000円、歳入歳出差引額370万9,000円、実質収支の額も同額でございます。単年度収支につきましては355万7,000円の増、実質単年度収支も同額となっております。

続きまして、19ページをお願い申し上げます。19ページは、国民健康保険特別会計事業

勘定歳入歳出の決算構成表でございます。概要といたしまして、歳出の保険給付費につきましては前年度より10%の減となっており、依然として本村の1人当たりの医療費は管内、全道でも低いクラスを維持しております。昨年度比で増減がありますものの、引き続き健全な運営となっているところであります。

20ページ、21ページの国保事業の状況につきましては、お目通しをお願いするものであります。

続きまして、22ページにまいります。22ページは、国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算構成表であります。歳出、3の公債費におきましては、対前年比56.5%の減となっておりますけれども、平成16年度に施設整備にて借り入れた過疎債3億1,690万円が平成28年度をもって完済したことによるものでございます。歳入の1、診療収入において、入院部門が昨年と比べて減少、外来患者は増加しております。村債は、前年度比100%の減少となり、5の繰入金につきましては0.6%の減となっております。歳入全体として7.9%の減となったところであります。国の医療費抑制政策の中で、診療所関係の診療報酬算定には引き続き厳しい昨今の状況が続いておりますけれども、本村は家庭医療学センターとの連携により医療体制の安定化が図られているものと考えております。その他の項目につきましては、ご参照をお願いするものであります。

続きまして、23ページをお願い申し上げます。23ページは、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。今年度は歳入で0.2%、歳出で0.5%の微減となっております。他の点については、お目通しをお願いしたいと思います。

続きまして、24ページにまいりまして、介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表であります。高齢化に伴い施設入所者の増加等により保険給付費につきましては増加傾向にありますが、3年に1度保険料を見直し、適正運営に努めてきております。一部基金繰入金を活用するなど健全化に努めてきたところであります。続きまして、同事業のサービス事業勘定歳入歳出決算構成表ありますが、お目通しをお願いしたいと思います。

続きまして、26ページをお開きください。26ページは簡易水道事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。歳入で5.8%、歳出で同じく5.8%の減となっております。総じて安定した供給ができてきたところであります。事業状況については、お目通しをお願い申し上げます。

続きまして、27ページの公共下水道事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。歳入、3の国庫支出金は194万円の増、55.3%の増となっております。歳入で6.4%の減、歳出で8.6%の減となっております。個別排水処理事業につきましては、5基の整備実績となっております。普及率が73.1%となっております。3.1%ほど上昇しております。今後も引き続き普及に努めてまいり所存であります。

27ページから28ページの事業の状況につきましては、お目通しをお願いするものであります。

続きまして、29ページの財政指数等に関する表でありますけれども、標準財政規模で

ざいますが、27億8,774万2,000円となっておりまして、村が標準的な状態で通常収入するであろう経常的一般財源の規模を示す額であります。次の財政力指数、3カ年平均であります。0.243ということで0.013ポイントの増となったところであります。公債費負担比率につきましては20.2%、これにつきましては0.5ポイント減少しております。公債費比率につきましては11.0ポイントということで、前年度から0.2ポイント増ということになってございます。実質公債費比率であります。7.7%ということで0.5ポイントの増となっております。経常収支比率でありますけれども、82.7%で5.4ポイント増加しております。これらの率は低いほうがよく、増加した理由といたしましては、歳入では普通交付税の減による一般財源が減少したことや歳出におきましては委託料や燃料費の高騰などによる物件費の上昇がポイントが上がった主な理由となっております。次に、村税の徴収率であります。現年度課税分につきましては99.9%、滞納繰越分につきましては10.4%、合計で98.8%となったところでありまして、前年度より0.2ポイント上がっております。固定資産税、軽自動車税の現年課税分については、3年連続徴収率100%となっております。

30ページ以降の参考数値につきましては、お目通しをお願い申し上げます。

次に、決算書であります。225ページから財産に関する調書がございます。これにつきましては、お目通しをお願い申し上げます。

その他各提出資料につきましてもご参照いただきたいと思います。

以上、ご提案、ご説明申し上げ、ご認定方ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議 長 お諮りをいたします。

認定第1号 平成29年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成29年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

審議の方法についてお諮りをいたします。一般会計は款ごとに歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計事業勘定は歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計診療施設勘定及び他の特別会計は歳出、歳入の順に一括で補足の説明を受け、審議を行います。その後会計決算ごとに討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

一般会計歳出決算から質疑を行います。

41ページ、款1 議会費に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、一般会計歳出の補足説明をさせていただきます。

議会費の説明に入ります前に、一般会計の各科目及び特別会計に関係がございます人件費についてご説明をさせていただきます。一般会計は、議会費で一般職2名、総務費で特別職2名及び一般職59名、農林水産業費で一般職2名、教育費で特別職1名及び一般職10名に係る人件費を支出しております。特別会計では、国民健康保険特別会計診療施設勘定で一般職11名、介護保険事業特別会計事業勘定で一般職1名、簡易水道事業特別会計で一般職2名、公共下水道事業特別会計で一般職1名に係る人件費を支出しております。全会計で特別職3名、一般職88名、合計91名分の人件費を支出しております。職員の異動状況は、平成28年度で一般職3名が退職し、平成29年度に一般職4名を採用してございます。常勤特別職及び一般職の人件費は、総額で7億2,642万7,735円、前年度比較で1,866万1,794円、2.64%の増となっております。給料で692万8,311円、2.06%の増となっており、昇給、昇格に伴う異動で679万7,100円の増、給料表の改定による異動で81万2,700円の増、平成28年条例第1号の改正条例附則第3項による支給で193万9,020円の減、その他の異動で125万7,531円の増となっております。職員手当等では633万5,600円、3.23%の増となっており、扶養手当で158万8,500円の増、期末手当で129万6,071円の増、勤勉手当で343万4,426円の増が主な増加の要因となっております。扶養手当は、主に扶養親族である子1人当たりの手当月額が改正されたことにより増加となっております。期末手当は、昇給、昇格、扶養手当の改正による期末手当基礎額の増、職員の採用などによるものでございます。勤勉手当は、主に勤勉手当基礎額に乘じる割合が改正されたことにより増加となっております。共済費は706万5,838円の増となっております。昇給、昇格、給料表の改正に伴う標準報酬月額増、負担金率の変更などによるものでございます。退職手当組合及び福祉協会負担金で166万8,015円の減となっており、退職手当組合の一般職に係る普通負担金負担率が1,000分の175から1,000分の165に変更となったことによるものでございます。

これより項単位で特徴的な経費など特に説明が必要と思われる事項を中心に各課長等より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議会費について補足説明をさせていただきます。決算書41ページ、42ページをお開きください。款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費、予算現額4,924万8,000円、支出済額4,914万136円、不用額10万7,864円で、支出済額の前年度比較は39万4,211円の増となっております。これは、隔年で参加している北海道町村議会議長会議会広報研修会に全議員が参加したことによるものでございます。備考欄をごらんください。(1)、議員報酬等は、議会議員の報酬、手当等の経費で、不用額は662円となっております。(2)、議会運営経費は、議会議員の旅費、費用弁償、議会広報の印刷製本費、議事録作成業務委託料が主なもので、不用額は9万3,456円となっております。(3)、職員等人件費は、議会事務局

職員 2 名の給料、職員手当等の経費で、不用額は 1 万 3,746 円となっております。

以上で議会費の補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 次に、41 ページ、款 2 総務費に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、総務費について補足説明をさせていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、予算現額 11 億 7,111 万 7,000 円、支出済額 11 億 6,434 万 9,476 円、不用額 676 万 7,524 円の決算となっております。

目 1 一般管理費は、支出済額 6 億 1,087 万 3,014 円で、不用額は 439 万 7,986 円となっております。支出済額の前年度比較は 1,065 万 151 円の増で、職員の科目間異動に伴う給料、職員手当等、共済費の増、庁舎改修事業の実施などによるものでございますが、前年度に実施いたしました情報セキュリティ強化対策事業は事業が終了し、また社会保障・税番号制度整備事業は大幅に支出済額が減少しております。備考欄をごらんください。(1)、総務関係委員会等運営事業は、表彰者選考委員会、使用料等審議会等の委員報酬、旅費、費用弁償の経費で、不用額は 1 万 1,840 円となっております。(2)、功労者等表彰事業経費は、村功労者表彰に係る記念品、表彰式のしおりの印刷に要する経費で、不用額は 931 円となっております。(3)、庁舎維持管理経費は、役場庁舎の燃料費、光熱水費、警備業務、清掃業務の委託料が主なもので、不用額は 11 万 6,601 円となっております。

43 ページ、44 ページをお開き願います。(4)、総務管理一般事務経費は、ふるさと納税に係る寄附者への贈呈品の経費、郵便料、複写機使用料などが主なもので、不用額は 155 万 8,878 円となっております。(5)、契約事務経費は、会議出席に係る旅費、消耗品費で、不用額は 6,376 円となっております。(6)、情報処理管理事務経費、OA 機器管理は、北海道電子自治体共同運営協議会運用委託料、北海道自治体情報システム協議会負担金が主なもので、不用額は 14 万 3,048 円となっております。(7)、共通物品等調達経費は、事務用消耗品、封筒の印刷に要する経費で、不用額は 2,603 円となっております。

45 ページ、46 ページをお開きください。(8)、出納一般事務経費は、臨時的任用職員の賃金が主なもので、不用額は 1 万 3,550 円となっております。(9)、職員研修経費は、職員の研修参加に要する旅費、負担金等で、不用額は 7 万 9,661 円となっております。(10)、職員福利厚生経費は、職員の総合健康診断委託料、メンタルヘルス業務委託料が主なもので、不用額は 28 万 8,246 円となっております。(11)、臨時職員等管理事務経費は、臨時的任用職員に係る社会保険料、労働保険料で、不用額は 73 万 3,758 円となっております。(12)、準職員賃金等は、準職員に係る賃金、共済組合負担金が主なもので、不用額は 3 万 4,930 円となっております。(13)、職員等人件費は、村長部局の職員 61 名分の給料、職員手当等の経費

で、不用額は138万8,564円となっております。(14)、庁舎改修事業は、役場庁舎の外壁塗装、階段手すり設置等に係る工事費で、不用額はございません。(15)、社会保障・税番号制度整備事業は、マイナンバー制度に基づくマイナンバーカードの発行やシステムの運営等を行う地方公共団体情報システム機構への負担金で、不用額は1万9,000円となっております。

47ページ、48ページをお開きください。目2文書広報費は、支出済額764万1,147円で、不用額は8万2,853円となっております。支出済額の前年度比較は59万7,489円の減で、例規更新データ作成委託の業務量が減少したことによるものでございます。備考欄をごらんください。(1)、文書管理事務経費は、例規更新データ作成委託料、図書追録代、例規システム使用料が主なものとなっております。

目3財産管理費は、支出済額108万9,701円で、不用額は6万6,299円となっております。支出済額の前年度比較は1,248万437円の減となっており、前年度においてフルカラー印刷機を更新したこと、北海道自治体情報システム協議会に対し公共施設等総合管理計画事業に係る負担金を支出したこと、旧更南中学校の解体工事を実施したことによるものでございます。備考欄をごらんください。(1)、村有住宅等維持管理経費は、村有住宅の修繕費等の経費で、不用額は4万7,064円となっております。(2)、財産維持管理経費は、村有地の草刈り業務委託料等の経費で、不用額は1万8,404円となっております。(3)、村有財産整備事業は、村有地の売り払いに伴う用地確定測量委託料が主なもので、不用額は831円となっております。

目4地方振興費は、支出済額2億1,261万5,208円で、不用額は135万1,792円となっております。支出済額の前年度比較は1億4,933万4,225円の増となっており、地域創造複合施設の地域創造センター改修工事の実施、地域交流センター等の整備工事の実施、施設整備に伴う備品購入、定住化促進住宅改修工事の実施、ふるさと創生事業助成金の増加などにより大きく増額となっております。備考欄をごらんください。(1)、夢大地さらべつ推進委員会運営経費は、夢大地さらべつ推進委員会の委員報酬、旅費、費用弁償で、不用額は9万4,940円となっております。(2)、バス待合所維持管理経費は、バス待合所の光熱水費、管理業務委託料が主なもので、不用額は1万3,603円となっております。(3)、定住化促進住宅維持管理経費は、定住化促進住宅の修繕費、災害保険料で、不用額は1,504円となっております。(4)、情報通信基盤施設運営経費は、情報通信基盤施設の災害保険料、システム使用料で、不用額は1,341円となっております。

49ページ、50ページをお開きください。(5)、定住化促進住宅改修事業は、前年度に寄附を受けた住宅を定住化促進住宅として活用するために行った改修工事等の経費で、不用額は2万2,148円となっております。(6)、姉妹提携事業は、東松島市との交流に要する経費で、不用額は6,367円となっております。(7)、企画政策事務経費は、企画政策事務に係る旅費、十勝圏複合事務組合等各団体への負担金が主なものとなっております。不用額は9,537円となっております。(8)、広報関係経費は、広報さらべつの作成、発行に要する経

費で、不用額は9万3,658円となっております。(9)、地域振興財産維持管理経費は、ポケットパーク管理業務委託料、宅地分譲地の草刈り業務委託料が主なもので、不用額は4万5,631円となっております。(10)、定住化促進事業は、お試し暮らし短期体験住宅の光熱水費、移住PRパンフレットの印刷費が主なもので、不用額は9,292円となっております。(11)、各種要請・施策調査経費は、要請・施策調査に係る旅費、各種施策調査の委託料が主なもので、不用額は5万9,782円となっております。

51ページ、52ページをお開きください。(12)、総合計画策定事業は、第6期更別村総合計画策定に要する経費で、不用額はございません。(13)、上更別地域活性化対策事業は、上更別地区活性化協議会への助成金で、不用額はございません。(14)、宅地分譲事業経費は、宅地分譲に要する経費及び宅地分譲地の管理に要する経費で、不用額は3,887円となっております。(15)、企業振興促進事業は、企業振興促進条例に基づく補助金で、不用額は200円となっております。(16)、情報通信基盤整備事業は、情報通信基盤施設の改修工事費で、不用額は640円となっております。(17)、NPO法人支援事業は、特定非営利活動法人どんぐり村サラリに対する活動事業補助金で、不用額はございません。(18)、ふるさと創生事業は、ふるさと創生基金事業助成金交付要綱に基づく4件の事業に対する助成金で、不用額はございません。(19)、ふるさと創生事業基金積立金は、運用益金である預金利子及びふるさと納税による寄附分の積み立てで、不用額は1,419円となっております。(20)、生活交通路線維持対策事業は、十勝バス株式会社に対する地域間幹線系統路線維持費補助金で、不用額はございません。(21)、地方創生推進交付金事業は、地域創造複合施設の地域創造センター改修工事費、自動火災報知機設備設置工事費、サテライトオフィス等整備工事費、十勝さらべつ熱中小学校運営事業に対する助成金で、不用額は600円となっております。(22)、開村70周年記念事業は、北海道日本ハムファイターズ応援大使事業助成金で、不用額は817円となっております。

53ページ、54ページをお開きください。(23)、結婚支援事業は、結婚支援専門推進員に対する謝礼等で、不用額はございません。(24)、地方創生拠点整備交付金事業は、地域創造複合施設整備に係る実施設計委託料、工事費及び備品購入費が主なもので、不用額は98万5,868円となっております。(25)、地域創造複合施設維持管理経費は、建物災害保険料など地域創造複合施設の維持管理に要する経費で、不用額は558円となっております。

目5交通安全費は、支出済額59万5,850円で、不用額は4,150円となっております。支出済額の前年度比較は、1万6,310円の増となっています。交通安全指導員に対する報酬等の経費でございます。

目6公平委員会費は、支出済額2万3,960円で、不用額は2,040円となっております。支出済額の前年度比較は、2万3,960円の減となっております。公平委員会委員に対する報酬等の経費でございます。

目7車両管理費は、支出済額4,222万9,753円で、不用額は72万1,247円となっております。支出済額の前年度比較は、615万7,394円の増となっており、公用車車庫改修工事の実施、

自動車運行管理委託料の増によるものでございます。備考欄をごらんください。(1)、公用車車庫維持管理経費は、公用車車庫の光熱水費、燃料費等の経費で、不用額は6万503円となっております。(2)、車両センター維持管理経費は、車両センターの光熱水費、燃料費等の経費で、不用額は18万7,256円となっております。

55ページ、56ページをお開きください。(3)、公用車維持管理経費は、公用車の燃料費、修繕費、自動車損害保険料等の経費で、不用額は6万756円となっております。(4)、バス運行維持管理経費は、村民バス、福祉バス、スクールバスの運行管理委託料、消耗品費、修繕費が主なもので、不用額は31万2,292円となっております。(5)、公用車両購入事業は、自動車借り上げ料、自動車1台の購入費用で、不用額は440円となっております。

目8村有林管理費は、支出済額2,578万7,517円、不用額6万7,483円で、支出済額の前年度比較は67万1,403円の減となっております。景観整備事業の事業量減少により、村有林整備事業委託料が減額となったことが主な要因でございます。備考欄をごらんください。(1)、林野振興補助金等は、北海道治山林道協会十勝支部負担金で、不用額はございません。(2)、村有林管理事務経費、経常分は、主に事務用消耗品費で、不用額は2万7,841円となっております。(3)、村有林整備事業、補助事業は、主には森林環境保全整備事業委託料で、不用額5,758円となっております。(4)、村有林整備事業、単独事業は、森林保険料、村有林整備事業委託料で、不用額は2万9,471円となっております。

57ページ、58ページをお開きください。(5)、村有林野基金積立金は、運用益金である預金利子及びふるさと納税による寄附分の積み立てで、不用額は2,816円となっております。(6)、開村70周年記念事業は、記念植樹祭の実施に伴う看板設置工事等の経費で、不用額は1,597円となっております。

目9住民活動費は、支出済額1,650万2,494円、不用額6万9,506円で、支出済額の前年度比較は277万5,071円の増となっております。主には協働のまちづくり基金積立金の寄附分増額によるもので、地域コミュニティーに関する事業、その他目的達成のため村長が必要と認める事業などを使途として指定したふるさと納税が増加したことによるものでございます。備考欄をごらんください。(1)、行政区会館維持管理経費は、主に各行政区会館の管理委託料で、不用額は1万7,884円となっております。(2)、地域安全等住民活動経費は、主には各行政区に対する運営交付金、生活安全推進協議会への助成金で、不用額は4万3,049円となっております。(3)、協働活動経費は、主に行政区が行う市街地公園や道路等の環境整備、村道第3次路線の除雪などに対する住民協働パートナー事業交付金と住民団体が地域の課題解決や地域活性化を目的とした協働のまちづくり事業助成金で、不用額は1,469円となっております。(4)、協働のまちづくり基金積立金は、運用益金である預金利子及びふるさと納税による寄附分の積み立てで、不用額は7,104円となっております。

目10財政調整基金費は、支出済額8,087万7,851円で、不用額は1,149円となっております。支出済額の前年度比較は、16万8,427円の減となっております。地方財政法では、決算剰余金の2分の1を下らない額を積み立て、または地方債の繰上償還の財源に充てることとさ

れており、財政調整基金積立金の財源としております。平成28年度の決算剰余金が平成27年度の決算剰余金に比べ減少したことから、積立金も減額となっております。

目11公共施設等整備基金費は、支出済額1億6,573万461円、不用額539円で、支出済額の前年度比較は1,516万9,620円の増となっております。運用益金である預金利子及びふるさと納税による寄附分を積み立て、また今後の公共施設の改修等を見込み1億6,445万9,000円を積み増ししております。

目12減債基金費は、支出済額38万2,520円、不用額2,480円で、支出済額の前年度比較は15円の減となっております。運用益金である預金利子を積み立てております。

項2徴税费、予算現額792万6,000円、支出済額728万7,891円、不用額63万8,109円の決算となっております。

目1税務総務費は、支出済額398万4,921円、不用額59万2,502円で、支出済額の前年度比較は229万7,401円の増となっております。増額の主な内容は、臨時的任用職員として税務事務補助員1名を任用したことによるものでございます。備考欄をごらんください。(1)、固定資産評価審査委員会運営経費は、固定資産評価審査委員会の委員報酬及び旅費、費用弁償で、不用額は3,220円となっております。(2)、税務事務経費は、税務事務補助員の賃金、十勝市町村税滞納整理機構への負担金が主なもので、不用額は3万1,222円となっております。

59ページ、60ページをお開きください。(3)、村税還付金等は、村税の還付金及び還付加算金で、不用額は55万5,400円となっております。(4)、開村70周年記念事業は、ご当地ナンバーデザイン募集に伴う入賞賞品等の購入経費で、不用額は2,660円となっております。

目2賦課徴収費は、支出済額330万2,970円、不用額4万5,607円で、支出済額の前年度比較は8万3,435円の減となっております。減額の主な内容は、土地鑑定評価委託業務の業務量減少によるものでございます。備考欄をごらんください。(1)、賦課徴収事務経費は、土地鑑定評価委託料、家屋評価管理システム保守管理委託料等の経費となっております。

項3戸籍・住民基本台帳費、目1戸籍・住民基本台帳費は、予算現額477万8,000円、支出済額474万2,968円、不用額3万5,032円で、支出済額の前年度比較は27万4,285円の減となっております。減額の主な内容は、前年度に印鑑登録カードを購入したことによるものでございます。備考欄をごらんください。(1)、戸籍住民基本台帳等事務経費は、戸籍住民基本台帳等事務に係る消耗品費、印刷製本費、北海道自治体情報システム協議会の負担金等の経費でございます。

項4選挙費、予算現額328万4,000円、支出済額324万752円、不用額4万3,248円の決算となっております。

目1選挙管理委員会費は、支出済額51万3,036円、不用額9,964円で、支出済額の前年度比較は14万8,501円の増となっております。増額の主な内容は、会議開催に伴う委員報酬の増、北海道選挙管理委員会連合会定期総会参加に係る委員費用弁償の増などによるものでございます。備考欄をごらんください。(1)、選挙管理委員会運営経費は、選挙管理委員

会の委員報酬、旅費、費用弁償等の経費でございます。

61ページ、62ページをお開きください。目2衆議院議員選挙費は、支出済額272万7,716円、不用額3万3,284円で、第48回衆議院議員総選挙の執行に伴い、支出済額は前年度と比較して皆増しております。備考欄をごらんください。(1)、衆議院議員選挙経費は、投開票管理者、立会人等の報酬、投開票事務従事者に対する手当、選挙ポスター掲示場作成委託料等の経費でございます。

項5統計調査費、目1各種統計調査費は、予算現額14万2,000円、支出済額12万1,093円、不用額2万907円で、支出済額の前年度比較は21万8,296円の減となっております。減額の主な理由は、前年度に経済センサスが実施され、調査員報酬の支出があったことによるものでございます。備考欄をごらんください。(1)、各種統計調査経費は、各種統計調査に係る旅費、消耗品費、気象観測業務委託料等の経費でございます。

項6監査委員費、目1監査委員費は、予算現額191万4,000円、支出済額189万8,714円、不用額1万5,286円で、支出済額の前年度比較は3万9,244円の増となっております。備考欄をごらんください。(1)、監査委員経費は、監査委員の報酬、旅費等の経費でございます。

以上で総務費の補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 46ページですか、備考欄の説明のところの46ページになりますが、職員等人件費、不用額が138万8,000円程度ということなのですが、この主なものにつきまして職員手当等、これが節のほうの説明ではたしか133万4,000円かと思います。そこで、この手当につきましては、何回か定例会におきまして追加補正していると思います。特に3月で大きく209万6,000円の追加補正がされているかと思います。ここにきて133万4,000円の不用額となった理由なのですが、ちゃんとした理由があると思いますけれども、積算の精度ということも含めまして、なぜこの追加補正した後このような多額の不用額が生じたか説明をお願いいたします。

○議長 末田総務課長。

○総務課長 一般管理費で予算を計上しております職員の手当等につきましては、その人数も多くおまして、3月の議会での補正の段階では時間外勤務手当の支出の見込みを調査した上で補正をしておりますが、人数も多く、不用額が積み重なると多額の不用額が出てしまうこともありますけれども、これは調査の精度が低いのだらうと思います。これは十分注意しなければならないと思いますが、今後補正予算の際は十分注意させていただきたいと思います。

○議長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 昨年もちよっと超過勤務手当の関係で、ことしもまたふえているという

状況がございます。そこで、昨年たしか説明では適正配置ですか、それを考慮するというような説明をいただきましたけれども、実態としてはどうなのでしょう。現実的には変わっていない、やっぱり業務が日常的にふえているということでしょうか。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 先ほどの不用額が多額になっていることと同じような理由になりますけれども、一般管理費で計上している時間外勤務手当が多いという理由は、それぞれの業務の中でそれぞれ時間外勤務をしながらこなさなければならない業務があったものと理解しておりますけれども、個々具体的にどの業務で時間外勤務が多額に発生しているかというところまで把握しておりませんけれども、いずれにしても時間外勤務手当が増額することというのは、十分気をつけなければならないことだと思いますので、これは手当の額もそうなのですけれども、時間外勤務そのものが増加していかないように十分に取り組みをしたというふうに考えているところでございます。

○議長 長 ほかに質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、61ページ、款3民生費に入ります。

補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、款3民生費について補足説明させていただきます。

61、62ページをお開きください。項1社会福祉費、予算現額3億6,467万4,000円、支出済額3億5,706万1,077円、不用額が761万2,923円の決算となっています。

目1社会福祉総務費、支出済額2億4,379万871円、不用額608万4,129円で、前年度比3,519万5,770円の増額となっています。この主な要因は、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金(財源補てん分)で2,069万6,000円、社会福祉センター改修工事費で2,301万4,800円の増加が主なものがございます。備考欄をごらんください。(1)、社会調査委員会運営経費は、民生委員の報酬、費用弁償の経費で、不用額は7万4,140円の決算となっております。

続きまして、63ページ、64ページをお開きください。(2)、民生委員推せん委員会運営経費です。民生委員を厚生労働省へ推薦するために開催する経費で、1回分を支出しており、不用額は620円となっております。(3)、保健福祉推進委員会運営経費は、委員会の報酬、委員の費用弁償の経費です。平成29年度は、障がい者福祉計画策定年度のため5回の開催を見込んでおりましたが、4回の開催で諮問を終えたため10万7,120円の不用額となっております。(4)、社会行政事務経費は、遺族会、保護司会の引率のための経費で、不用額は1,108円となっております。(5)、社会活動補助金等は、遺族会、保護司会の運営助成金及び帯広地区人権擁護委員会協議会負担金の経費です。不用額は2万円となっております。6番目の戦没者追悼式経費は、戦没者追悼式の消耗品、しおりの印刷費、遺族、来賓への菓子折り、郵便料で、不用額は4,924円となっております。7番目、社会福祉センター維持管理経費は、社会福祉センターの燃料費、光熱水費、管理業務、清掃業務の委託料が

主な経費で、不用額は10万8,803円となっております。(8)、憩の家維持管理経費は、更別村憩の家の燃料費、光熱水費、管理、警備、清掃業務の委託料が主な経費で、不用額は6万1,154円となっております。

続きまして、65、66ページをお開きください。(9)、福祉館維持管理経費、上更別福祉館の燃料費、光熱水費、管理、清掃業務委託料が主な経費です。不用額は11万1,046円となっております。(10)、屋内ゲートボール場維持管理経費は、光熱水費、清掃業務委託料が主な経費です。不用額は9万4,822円となっております。(11)、公用車維持管理経費は、保健福祉課に配置している公用車3台分の維持管理経費で、不用額が16万8,482円発生しましたが、節11需用費の燃料費で4万1,540円、修繕費で6万7,056円の執行残が主なものでございます。(12)、社会福祉事務経費は、臨時的任用職員の賃金が主なもので、不用額は5万749円となっております。(13)、重度心身障害年金は、身体障害者手帳で1、2級の判定を下された方、児童相談所、知的障害者更生相談所等で知的障害、I Q判定がおおむね35以下と判定された方に対し、年額1万2,000円を支給するものです。平成29年度は、76名の方に支給しております。(14)、福祉扶助経費は、腎臓機能に障害がある方が人工透析に通う場合の通院費及び在宅障害者が社会復帰のための訓練事業所に通所するための交通費の2分の1以内を助成するもので、延べ23人に対し助成を行ったものでございます。(15)、社会福祉活動補助金等は、社会福祉協議会の法人運営、共同募金、福祉活動に対する助成金が主なもので、不用額はございません。(16)、障害者総合支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に基づき、障害者の支援区分認定調査に係る経費、南十勝で共同設置している認定審査会への負担金、障害者の補装具給付、自立支援医療費、介護給付が主な経費となっております。不用額は92万4,858円となっており、補装具給付費で9万4,746円、自立支援医療給付費で27万5,126円、介護給付費で48万6,011円の執行残が主なものとなっております。(17)、障害者地域生活支援事業も障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に定める市町村の地域支援事業を実施するもので、日中活動支援事業としてのサッチャル館の運営経費、委託料、障害者の移送サービス、移動支援事業の各委託料が主なものでございます。不用額は26万3,208円で、節11の建物修繕費で6万2,020円、各種事業の委託料で14万8,263円の執行残が主なものとなっております。

済みません、67、68ページのほうをお開きください。(18)、重度心身障害者医療給付事業経費は、身体障害者手帳が1、2級、一部内臓機能障害では3級の所持者、重度の知的障害者、精神保健福祉手帳の1級に該当する方が対象で、一部負担金等を除き医療給付を行うもので、対象者は46名おられます。年間受給件数は971件に給付しており、執行残額は120万1,989円ということになっております。これは、医療扶助費の執行残額116万2,880円が主なものでございますが、1、2月診療分の請求がそれぞれ3月と4月に行われ、その後確定するために不用額が多額となっております。(19)、ひとり親家庭等医療給付事業経費は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者及びその扶養者で18歳に

達した日の属する年度末までの児童、両親の死亡、行方不明等により他の家庭で扶養されている児童に対し医療給付を行うものでございます。対象者は59名、受診件数は403件に給付しており、不用額は1万7,404円となっております。(20)、準職員賃金等は、子育て応援課に配置していた準職員1名の共済費、賃金、退職手当組合負担金等で、不用額は2,213円となっております。(21)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は、昨年度は国保の都道府県単位化に伴い、法定外の繰出金が納付金及び保険税を押し上げることとなるため福祉医療無料化波及分、特定健康診査等事業分の繰り出しを取りやめておりましたが、平成29年度はその比較年とならないため、今年度は繰り出しを行っております。不用額は177万3,100円となっておりますが、主なものは出産育児一時金分112万円の執行残が主なものです。2月末から3月上旬出産予定の方が3名おまして、予定が早まると平成29年度分からの支出となるため補正を控えておりましたが、全ての方がほぼ予定日どりの出産となったため、繰り入れの必要がなくなったため不用額となったものでございます。(22)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金（財源補てん）は、さきに説明したとおり、平成30年度から国民健康保険の保険者が都道府県単位となることに伴って国保税の算定の比較対象年度が平成28年度とされており、昨年度は財源補填分の繰り出しをやめておりましたが、29年度は比較対象から外れるということで、平成27年度と同様療養給付費の国の負担率が40%から34%に減少した分の6%分を29年度は繰り入れております。なお、平成30年度からは、国保税は納付金の財源となり、納付金は国保税で賄うこととされたため、この繰入金の予算計上はしておりません。また、不用額105万9,000円発生しておりますが、これは療養給付費が減少したことによるものでございます。(23)、福祉基金積立金は、利子分で142万9,982円、寄附分で32万円を積み立てております。

69、70ページをお開きください。福祉灯油等助成事業は、低所得者の高齢者世帯等を対象とした福祉灯油の支給経費で、平成29年度においては灯油引きかえ券もしくはどんぐり商品券、計115世帯分を支給しております。(25)、公用車両購入事業は、公用車のリース料1台分を支出しており、不用額は560円です。(26)、社会福祉センター改修事業は、外壁改修、屋上防水、正面玄関、裏玄関の改修を行ったもので、不用額は200円となっております。

(27)、憩の家改修事業は、駐車場に外灯及び投光器を設置したもので、不用額は600円となっております。(28)、臨時福祉給付金給付事業は、消費税が平成26年4月1日に5%から8%になったことに伴い、低所得者への負担緩和措置として年金生活者支援臨時給付金として408名分を支出しており、不用額は1,245円となっております。(29)、障害福祉サービス事業所整備事業は、就労移行支援、就労継続支援B型施設の本体建設工事費の道補助の減額分を支出したもので、不用額はございません。(30)、成年後見制度利用促進事業経費は、社会福祉協議会による法人後見体制の立ち上げに係る委託料でございます。不用額は200円となっております。

目2福祉の里総合センター費は、支出済額6,521万2,484円、不用額は88万7,516円で、前年度比較1,065万6,160円の増加で、改修工事費の分で910万6,560円の増加が主なものでござ

ざいます。(1)、福祉の里総合センター維持管理経費は、センターの燃料費、光熱水費、修繕費、警備、清掃委託料が主なもので、不用額は37万5,626円となっております。不用額の主なものは、節11需用費の燃料費で16万2,800円、光熱水費で6万7,816円、修繕費で5万697円、節12役務費の通信運搬費で5万2,336円の執行残が主なものでございます。(2)、生活支援ハウス運営経費は、生活支援ハウスふれあ〜るの清掃業務及び運営委託料の経費で、不用額は1,246円となっております。

71ページ、72ページをお開きください。(3)、健康増進室運営事業は、健康運動教室の講師謝礼、消耗品、備品修繕費を経費として計上しております。不用額は5万1,463円で、備品修繕費がなかったため5万円が全て執行残となっております。(4)、給食業務経費は、生活支援ハウス、診療所の入院患者及び医師、介護保険運動教室の昼食の給食調理のための経費でございます。不用額は42万4,741円となっております。不用額の主なものは、消耗品費で8万1,055円、修繕費で21万8,136円、給食賄い材料費で9万6,870円の執行残が主なものでございます。(5)、福祉の里総合センター改修事業は、ナースコールの更新で720万5,868円、福祉避難所としての機能強化のための公衆無線LAN回線設置工事及びワイファイ用ルーター5台分の取り付け、購入のため190万692円を支出しており、不用額は3万4,440円となっております。

次に、目3国民年金費は、国民年金事務に係る消耗品費、北海道自治体システム協議会負担金が主な経費です。支出済額が20万1,789円、不用額は1,211円となっております。北海道電子自治体システム協議会負担金18万2,574円は、国民年金報告書の電子媒体と紙媒体の様式統一化に伴い発生したものでございます。

目4後期高齢者医療費は、支出済額4,785万5,933円、不用額64万67円で、161万4,313円増加しております。後期高齢者医療事業特別会計繰出金で128万7,257円の増加が主なものでございます。平成20年4月からスタートした75歳以上の方全てを対象とした後期高齢者医療制度に係る村負担分としての経費でございます。(1)、後期高齢者医療広域連合事業経費3,522万4,309円は、法律により市町村の一般会計でその一部を負担するものとされているものです。財政運営、資格認定、保険料の決定、医療給付の審査、支払いなどの役割を担う特別地方公共団体として設置された北海道後期高齢者医療広域連合へのルール分として支出しているものでございます。(2)、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、ルール分として事務費の繰出金で220万7,644円、不用額が13万9,356円、保険基盤安定繰出金として1,042万3,980円、不用額20円、合わせて1,263万1,624円を更別村後期高齢者医療事業特別会計へ繰り出してしております。不用額が63万9,376円発生しております。当該特別会計の繰出金のうち、予備費分の繰出金50万円について予算執行がないため繰り出しを行っていないため発生したものでございます。

次に、項2児童福祉費、予算現額1億9,579万1,000円、支出済額1億9,500万9,370円、不用額78万1,630円の決算となっております。

目1児童福祉総務費は、支出済額1億4,785万8,698円、不用額78万1,302円で、261万2,776

円の減額となっております。認可保育所運営事業助成金の減が主なものでございます。(1)、子育て委員会運営経費は、委員報酬と費用弁償の経費で、平成29年度は3回を開催しており、不用額は1万5,340円となっております。(2)、児童福祉事業経費は、認可保育所運営事業、学童保育所運営事業、地域子育て支援センター運営事業の各委託料、南十勝こども発達支援センターの負担金、一時保育運営事業補助金、療育訓練施設通所交通費助成費が主な経費です。不用額は38万4,100円です。不用額の主なものは、認可保育所運営事業委託料で35万8,960円の執行残が主なものでございます。

続きまして、73、74ページをお開きください。(3)、出産・入学報償費は、出産時の祝金、小中学校入学時の祝金の支出で、出産祝金は25名、小中学校入学祝金は小学校30名、中学校41名の合計71名を支出しております。不用額は10万円となっております。(4)、子ども医療給付事業は、小学生以上18歳に達する年度の属する最初の3月末日までの子どもに対する医療扶助費です。3,880件に対し医療扶助を731万6,094円支出しております。医療扶助費の不用額は20万3,906円となっております。(5)、子育て応援施策推進事業経費の多子世帯保育料軽減事業助成は、村独自の子育て支援策として幼稚園、保育所の保育料を第2子以降無料化するもので、1,092万4,020円を支出し、不用額は5万3,980円となっております。

目2 児童措置費は、支出済額4,715万672円、不用額は328円となっております。前年度比62万4,345円の減額です。(1)、児童手当給付費等経費の節20 扶助費の決算額4,706万5,000円は、平成29年度にゼロ歳から中学生の子どもを持つ家庭に支払われた扶助費の総額となっております。対象者は、30年2月支給時点で199世帯、385人となっております。

続きまして、項3 老人福祉費は、予算現額1億1,109万円、支出済額1億790万4,541円、不用額318万5,459円の決算となっております。

目1 老人福祉総経費は、高齢者運動会、敬老会の経費で、敬老会経費には敬老祝金80人分240万円を含んでおり、不用額は6,453円となっております。

目2 老人保健福祉センター費は、支出済額4,793万2,760円、不用額は200万2,240円で、前年度比較48万9,691円減少しております。(1)、老人保健福祉センター維持管理経費は、老人保健福祉センターの消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費、管理、清掃、警備業務委託料が主なもので、福祉の里温泉維持費を含んでおります。不用額は157万1,408円で、その主なものは浴室用消耗品で18万8,992円、燃料費で99万6,296円、修繕費で23万5,452円です。また、昨年度と比較して323万7,831円増加しておりますけれども、燃料費で73万1,411円、修繕費で185万6,134円、警備業務委託料で人件費等の増により20万6,712円、清掃業務委託料で同じく人件費相当分として65万6,448円、年に1回の浴槽用循環ろ過装置ろ過剤交換業務委託料で24万840円の増加したものが主なものでございます。(2)、シルバーハウジング団らん室維持管理経費は、団らん室の光熱水費、燃料費を主に支出しており、不用額は5万854円でございます。

75、76ページをお開きください。目3 老人福祉推進費は、支出済額5,590万8,234円、不

用額117万6,766円で、270万452円の増加となっております。介護給付費の繰り出し分が増加したものが主な要因となっております。(1)、老人保護措置事業は、養護老人ホーム入所者の措置費で、不用額は8,342円となっております。(2)、介護保険利用料軽減措置経費は、低所得で生計困難な利用者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用者負担を軽減することにより介護保険サービスの利用を促進することを目的としているものでございます。延べ43件分を支出しており、不用額は50円となっております。(3)、高齢者在宅福祉サービス事業は、移送サービス事業、緊急通報システム監視の各委託料、緊急通報システムの設置、撤去工事費、除雪、配食、布団乾燥サービス等に関する負担金が主なものであり、不用額は18万20円となっております。(4)、老人福祉施設等雇用対策事業は、老人福祉施設の職員の確保のための補助で3人分、計26万円を支出しているところです。(5)、介護保険事業特別会計繰出金、臨時は、低所得者の保険料軽減分の経費で、不用額は500円となっております。(6)、介護保険事業特別会計繰出金、介護給付は、介護給付費分、地域支援事業費分、包括的支援事業2事業分の村負担分を支出するもので、不用額は40万3,985円でございます。主なものは、介護給付費分において介護給付費が予算より減少したため37万2,431円の執行残となったものが主なものでございます。(7)、介護保険事業特別会計繰出金、財源補てん分は、事務費分と地域支援事業の財源不足分を繰り出すものでございます。不用額58万3,689円は、地域支援事業の執行残が主な原因となっております。(8)、開村70周年記念事業、福祉は、老人クラブ連合会で開催した記念事業に係る開催経費への助成金でございます。(9)、開村70周年記念事業、包括は、開村70周年記念事業講演まちづくりフォーラム in さらべつの開催経費ということで委託として50万円を支出して、不用額はゼロとなっております。

項4 災害救助費は、予算額15万円で、支出済額3万円、不用額12万円の決算です。(1)、災害救助事業経費は、3月の大雪による事業用建物被害に対する見舞金1件分の支出をしているものです。

以上で民生費の補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

4番、織田さん。

○4番織田議員 直接関係あるかどうかちょっとわからない質問になると思うのですが、住民の方々がよく言われるには老人福祉センター、俗に言う温泉、あそこと、それから診療所があるところの駐車場についてなのですが、大変区切りがあって利用しづらいと。それで、接触事故を起こした方もおられるので、その辺を何とかならないのかという意見が結構あるのですが、今後の検討材料にさせていただけたらなという気がいたします。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今のところ福祉の里総合センター含め、老人保健福祉センター、診療所

のほうで改築、もしくは外構の手直し等の整備計画等がちょっとまだありませんけれども、今のご意見を参考にして改築の際には意見を取り入れ、なるべく使いやすいような形状にしていきたいと思います。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 もう一点なのですが、温泉を利用される方の中に、村外から来られている方が多いと思うのですが、大型車で駐車される方がいると。病院の駐車場に大型車が駐車しているということなので、その辺の駐車場所、恐らく村内でも設けていると思うのですが、誘導というのですか、そういうことも徹底していただきたいという声があるわけなのですが、その辺はよろしく願いいたします。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 近ごろやはりキャンピングカーのブームというのですか、キャンピングカーで訪れる村外の方がちょっとふえているのは確かに実感しております。そのような方々の専用駐車場というのもある程度は必要になってくるのかと思いますが、先ほども話したとおり、現在改築、改装計画等がございませんので、その点も改装時には意見を取り入れて、できるようにしていきたいと思います。ただ、四六時中ついて誘導するということは、現実的に現在不可能でございますので、そのときに検討させていただくということではよろしいでしょうか。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 上更別福祉館の件なのですが、村で維持管理しているわけですが、細かいことですが、あそこの蛇口があるわけ、厨房に。当時阪神大震災で問題になった蛇口が押すと出る仕組みなのです、あそこの蛇口は。公の施設でああいった蛇口でいいのかどうか。ちょっと検討していただいて、変えられるものであれば変える必要があるのかなというふうに思いますが、その辺について伺います。

○議 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 現状を把握して、今後改修のときに変えれば変えるような方向で進めたいと思います。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 済みません、確認だけさせてください。今老人福祉センターというか、温泉の関係で、一部住民からごみ箱といいますか、を少し変更した部分に対してご意見をいただいたのですが、何か小さくしたというか、小型化してという意見をいただいて、なぜ小さくしたのだというようなご意見もいただいた中で、どういう経過でそういう形になったのか説明だけお願いしたいというふうに思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 温泉のごみ箱につきまして、家庭ごみもしくは使用済みのおむつ、大人用のおむつ、子ども用も含めてなのですが、かなり投げられている事例が発生して、

衛生上問題があるということで、1年程度にわたりまして張り紙等で注意喚起を行ってきたという実際の現実があります。それでも改善しないということで、衛生上の問題が大きかったものですから、現在撤去させていただいて、できればそういうものは持ち帰りいただく、もしくは家庭用ごみを投げるのはもちろんモラル違反ですので、そういうことを徹底していただかないと困るということでごみ箱を撤去して、おトイレのところにごみ箱、手洗いのところのごみ箱のみにさせていただいているというのが今の現状でございます。何にせよ特におむつ等の問題は、衛生上の関係、どうしても雑菌等の問題がありますもので、ああいう公衆温泉施設に投げていかれるということは非常に問題あるということで、現在撤去させていただいているということです。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今の説明で十分理解したのですが、ただ注意喚起の部分は張り紙等で1カ月なりなんなりの猶予を持って注意喚起をしたという形でございますけれども、撤去に関する部分の要因というか、その理由が多分その人は理解できていないという部分があつてのご意見もあるのかなと思いますので、ただそういうものがあるから注意してください、注意した中で改善できないから今度は撤去なり、改善のための方策を講じたという形でございますので、それであればもう少し優しくこういう形にしましたぐらいは書いてもいいのかなという所見でございますけれども、気持ちがあるのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 最初に、ごみ箱に関してそういうものを捨てないでくださいというのは、1カ月ではなくて約1年繰り返してきました。それでも全然改善されないと、毎回毎回掃除の方からそういうものがまた出てきましたよという報告を受けて、これ以上するなら撤去も考えますよというような喚起を1回やりました。それでも改善されないということで、そういうようなことがありますということで、今度は撤去をいたしましたという形で張り紙は3回張りかえさせていただいているのですけれども、表現がちょっときつかったかもしれないということは申しわけないなと思っております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 今の関連になるのですが、その衛生面などそういった面の今後の今回決算で、次の来年度へ向けてということなのですから、そのおむつしかり、高齢者が使うので、駐車場しかり、室内の温泉利用する待合所の椅子ありますよね。ああいったのもかなりしみがたくさんあつて、結構いろんなところの苦情も私聞きますので、そういったところも考慮しながら今後対策を進めてほしいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今年度予算ある分で清掃費等を使ってできる分については、今年度対応

していきたく思いますけれども、来年度どれぐらいかかるか見積もって、そういうような清掃に関しても検討していききたいなと思っております。

以上です。

○議長 長 ほか質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、75ページ、款4衛生費に入ります。

補足の説明を求めます。

佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、款4衛生費について補足説明いたします。

款4衛生費、予算現額3億1,807万9,000円、支出済額3億348万9,650円、不用額1,458万9,350円の決算でございます。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、支出済額913万8,030円、不用額12万9,970円の決算でございます。備考欄(1)、乳幼児医療費給付費は、零歳児から小学校入学前の幼児に対する医療扶助で、北海道医療給付事業の補助分に村独自に一部負担金を全額給付するよう上乗せし、2,514件分を支出し、不用額は5万4,470円となっております。また、前年度と比較して33万6,227円増加をしているものについてですが、入院件数の増加が主な要因となっております。

77、78ページをお開きください。備考欄(2)、医療施設等運営補助金は、救急医療啓発事業負担金と帯広厚生病院の運営補助金で、救急救命センター、周産期医療、小児救急、小児医療の赤字補填分の支出で、不用額はございません。(3)、訪問看護ステーション設置事業経費は、平成30年4月1日から訪問看護ステーションのサテライトかしわのもり・はれの設置に向け、車庫、電話機等の備品を購入した経費で、不用額は6,816円となっております。

目2予防費は、支出済額1,071万4,256円、不用額33万9,744円の決算でございます。備考欄(1)、感染症予防対策事業は、エキノコックス症、結核の検診の委託料が主な経費で、不用額は4万4,935円となっております。(2)、予防接種事業経費においては、村民のインフルエンザ予防接種委託料及び村外で接種した場合の助成金及び高齢者肺炎球菌予防接種委託料が主な経費で、不用額は4万358円となっております。(3)、子ども予防接種事業経費は、乳幼児の定期予防接種のほか、ロタウイルス、おたふく風邪のワクチン接種の経費で、不用額は25万4,451円となっております。主なものは、予防接種薬品費で13万2,510円、接種委託料で12万1,824円です。

目3環境衛生費は、支出済額3,113万7,079円、不用額19万1,921円の決算でございます。備考欄(1)、狂犬病予防・畜犬登録及び野犬対策業務経費は、野犬掃討消耗品、狂犬病予防消耗品、狂犬病予防注射委託料の経費で、不用額は1万3,010円となっております。(2)、環境衛生対策経費は、環境美化推進協議会助成金が主な経費で、不用額は3万6,234円となっております。(3)、火葬場維持管理経費は、燃料費、光熱水費、保守管理、清掃業務、

火葬及び管理業務の各委託料が主な経費で、不用額は12万7,186円となっております。不用額の主なものは、節11需用費で施設修繕、備品修繕の発生がなかったため10万円が執行残となったためでございます。

79、80ページをお開き願います。(4)、墓地維持管理経費は、墓地アンケート実施のための郵便料と清掃業務委託料が主な経費で、不用額は1万2,811円となっております。(5)、リサイクルセンター維持管理経費は、燃料費、光熱水費、資源物リサイクル業務、資源物運搬処分委託料、施設管理用備品購入費が主な経費で、不用額は1,740円です。施設管理用備品は、段ボールこん包機などの購入経費でございます。また、昨年度と比較いたしまして、燃料費で燃料単価の上昇により20万7,170円の増加、資源物運搬処分委託料で燃料単価の上昇と人件費単価の上昇により112万4,343円の増加をしております。(6)、火葬場整備事業は、火葬炉内壁の断熱マットの修繕、自動ドア修繕、霊台車耐火物張りかえ、駐車場舗装補修を行ったものでございまして、不用額は640円となっております。(7)、リサイクルセンター整備事業は、事務所の横及び車庫のシャッター取りかえ、ごみ置き場用看板の修繕を行ったもので、不用額は300円です。(8)、污水处理施設共同整備事業は、十勝圏複合事務組合で進めております汚泥等受け入れ施設建設事業の負担金として支出したもので、不用額はございません。

次に、目4診療所費は、支出済額1億418万7,097円、不用額903万7,903円の決算でございます。備考欄(1)、歯科診療所維持管理経費は、修繕費、災害保険料、消防設備及び自動ドア保守点検委託料で、不用額は6万4,551円でございます。昨年度と比べまして20万1,034円増加しておりますが、待合室の屋根裏よりすが漏りが発生したため天井の修繕を行ったところによるものでございます。(2)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は、公債費分、一般病床分、救急病床分、運営補填分を計上し、不用額は897万2,552円でございます。一般病床分で544万4,000円、救急病床分で210万9,000円、運営補填分で141万8,000円の執行残が発生しております。(3)、歯科診療所医療機器購入事業は、レセプトコンピューターのオペレーティングシステム保守の期限切れに伴い診療報酬改定に対応できなくなるため、レセプトコンピューター及び連動している画像処理装置を入れかえたもので、不用額は800円でございます。

目5保健推進費は、支出済額1,779万4,886円、不用額113万9,114円でございます。備考欄(1)、母子保健事業経費は、母子保健指導、乳幼児健康診査の謝礼、母子保健事業の委託料、特定不妊治療助成金、妊婦一般健康診査助成金、妊婦安心出産支援事業助成金が主な経費で、不用額は30万9,046円でございます。

81、82ページをお開きください。(2)、母子保健指導活動事務経費は、指導活動の事務費で臨時栄養士の賃金及び旅費の経費で、不用額は2万2,308円でございます。(3)、健康増進事業は、本村住民の保健増進に係る経費で、総合健診、人間ドック、特定健康診査、特定保健指導の委託料が主な経費で、不用額は43万8,681円でございます。(4)、保健指導活動事務経費は、部分休業を取得している保健師の不足時間分を勤務していただく保健師

の賃金、病気休暇を取得していた代替管理栄養士の賃金、十勝圏複合事務組合の運営する帯広高等看護学院の負担金が主な経費で、不用額は24万7,425円でございます。この不用額は、保健業務栄養士賃金の執行残20万4,600円が主なもので、管理栄養士の休職に伴い臨時管理栄養士を雇用いたしました。11月末で退職し、その後再募集を続け、3月のみ残して減額補正をしましたが、最終的に応募してきた者が採用基準を満たさず、不在となったために発生したものでございます。(5)、女性特有のがん検診推進事業は、節目の年で乳がんは41歳になる年度、子宮頸がんは21歳になる年度の方が無料の対象で、それ以外の方は自己負担ありで受診できます。無料対象者に対し、文書、電話等で受診勧奨を行っておりますが、受診率が上がらなかったことにより12万2,582円の不用額となっております。

項2 清掃費、予算現額1,833万2,000円、支出済額1,830万2,302円、不用額2万9,698円の決算でございます。

目1 し尿・塵芥処理費は、同額でございます。備考欄(1)、廃棄物収集運搬処理経費は、一般家庭ごみや大型ごみなどの巡回回収等に係る経費で、不用額は2万9,698円でございます。昨年度と比較いたしまして消耗品費で44万5,605円増加をしておりますが、家庭用ごみ袋の購入費が増加したものでございます。

項3 上水道費は、予算現額1,630万円、支出済額1,604万円、不用額26万円でございます。

83、84ページをお開き願います。目1 簡易水道費は同額です。節28繰出金の不用額26万円は、備考欄(3)、簡易水道事業特別会計繰出金、財源補てん分の不用額となっております。

項4 下水道費は、予算現額8,512万円、支出済額8,165万9,000円、不用額346万1,000円でございます。

目1 下水道費は同額です。節28繰出金の不用額は346万1,000円、備考欄(1)、公共下水道事業特別会計繰出金の財源補てん分の不用額となっております。

項5 衛生諸費は、予算現額1,451万7,000円、支出済額も同額で、不用額はございません。

目1 複合事務組合費も同額でございます。備考欄(1)、十勝環境複合事務組合負担金、運営分は、くりりんセンターほかの運営分担金で、不用額はございません。(2)、十勝環境複合事務組合負担金、建設分は、くりりんセンターほかの施設整備などの負担金で、不用額はございません。

以上で衛生費の補足説明を終わらせていただきます。

○議長 長 衛生費の説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑ありませんので、次に行かせていただきます。

次に、款5 労働費に入ります。

補足の説明を求めます。

本内産業課長。

○産業課長 労働費について補足説明をさせていただきます。

83ページ、84ページをお開きください。款5労働費、項1労働費、目1労働諸費、予算現額931万円に対し、支出済額910万2,161円、不用額は20万7,839円でございます。備考欄(1)、勤労者会館維持管理経費ですが、勤労者会館の維持管理に要する経費でございます。備品修繕費2万円、施設修繕費10万円が全額執行残となっておりまして、不用額は13万2,046円となっております。(2)、労働行政経費につきましては、労働行政関係団体等への負担金、助成金でございます。不用額は5,043円でございます。(3)、雇用対策事業につきましては、地元雇用促進事業助成金が主なもので、28年度からの継続助成を含めまして8事業者から16件の申請があり、合計で121カ月分、851万1,250円を助成し、不用額は7万750円でございます。新規雇用者の内訳につきましては、転入者が7件、地元が5件でございます。なお、勤労者会館の利用状況につきましては各会計決算資料の8ページに記載がございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で労働費の補足説明を終わります。

○議長 長 労働費の説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長 長 それでは、83ページ、款6農林水産業費に入ります。

補足の説明を求めます。

本内産業課長。

○産業課長 それでは、農林水産業費について補足説明をさせていただきます。

83ページ、引き続きごらんください。款6農林水産業費ですが、予算現額10億690万5,000円に対し、支出済額9億2,645万6,634円、翌年度繰越額7,547万4,000円、不用額は497万4,366円でございます。農林水産業費に係る建設事業費の概要につきましては、別冊の各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要にございます一般会計建設事業費の4ページ及び6ページから7ページに記載がございますので、ご参照いただければと存じます。

項1農業費、予算現額10億108万2,000円、支出済額9億2,065万3,436円、翌年度繰越額が7,547万4,000円、不用額は495万4,564円でございます。

目1農業委員会費、予算現額2,493万2,000円、支出済額2,485万7,578円、不用額は7万4,422円でございます。主な事業の中身は、農業委員会の運営に要する経費でございます。

85ページ、86ページをお開きください。目2農業振興費、予算現額3億2,690万3,000円、支出済額2億5,136万5,369円、翌年度繰越額7,547万4,000円、不用額は6万3,631円でございます。備考欄の(3)でございます。農業振興基金積立金275万5,574円は、預金利息分のほかふるさと納税を含む寄附分173万円を積み立てしたものでございます。備考欄(4)、農業振興補助金等(臨時分)につきましては、土づくり事業の助成金645万4,000円、平成28年の連続台風被害に係ります農地等災害復旧費助成金が546万1,647円、年度途中に追加補正いたしました経営体育成支援事業助成金が162万円、産地パワーアップ事業助成金7,952万4,000円が主なものでございます。なお、翌年度繰越額7,547万4,000円は、産地パワーアップ事業助成金において年度内に完了できなかった事業の繰り越しに係るものでござ

ざいます。

87、88ページをお開きください。目3農地費、予算現額8,972万3,000円、支出済額8,589万1,096円、不用額383万1,904円でございます。備考欄(1)、排水施設維持管理費451万8,151円は、平成28年の連続台風により破損しました排水路の修繕に147万5,683円、また委託料におきましてイタラタラキ川の支障木伐採業務に270万円を支出したものが主なものでございます。備考欄の(4)になります。道営事業負担金につきましては、更別第2地区の負担金で5,058万3,268円、更別第3地区の負担金で1,180万9,152円を支出したものでございます。なお、年度末に事業費確定後の負担金精算に伴いまして382万2,240円が戻入されましたことから、不用額が大きくなっているところでございます。なお、道営事業の詳細につきましては、各会計決算資料の6ページに記載がございますので、ご参照いただければと存じます。

89ページ、90ページをお開きください。目4営農用水費、予算現額4,370万5,000円、支出済額4,344万2,869円、不用額は26万2,131円でございます。備考欄(1)、営農用水施設維持管理経費の節19負担金補助及び交付金の中札内共同管理事業負担金につきましては、南札内浄水場の砂入れかえに伴う営農用水負担分などで、昨年より668万7,471円増加しております。備考欄(4)、営農用水施設整備事業につきましては、昨年実施の配水管移設調査設計委託料及び工事請負費などで1,988万7,629円の減、節19負担金補助及び交付金は造成から40年を超えた南札内浄水場の更新等基本計画を策定する営農用水の負担分となつてございます。

目5畜産業費でございます。継続費及び繰り越し事業費繰越額4億4,510万9,000円を含む予算現額は4億7,826万4,000円、支出済額4億7,818万6,183円、不用額は7万7,817円でございます。備考欄(1)、村営牧場維持管理経費は、決算額1,458万6,266円とほぼ横ばいの状況でございます。入牧頭数につきまして伸び悩んでおりますことから、今後とも経費の節減に努めてまいりたいと考えてございます。なお、村営牧場の利用状況につきましては各会計決算資料7ページに記載がございますので、ご参照いただければと存じます。

91ページ、92ページをお開きください。備考欄(4)、村営牧場整備事業、単独分でございます。28年度に改良を行いました牧場内道路の舗装工事に669万6,000円、マダニの増殖に伴う小型ピロプラズマ病の発生が見られました牧区の草地更新に246万2,400円を支出してございます。(5)、畜産クラスター事業につきましては、継続実施しております自給飼料増産対策推進事業に270万4,500円の助成を行いましたほか、乳用牛性判別精液購入費の助成、乳用牛繁殖性向上支援対策事業、乳用牛導入奨励事業、和牛優良繁殖雌牛造成保留事業、和牛受精卵移植事業に対しまして合わせて319万8,536円を交付しているところでございます。(6)、酪農振興対策事業につきましては、哺育・育成牛預託施設整備事業に係る村単独助成分でございます。平成28年度からの繰り越し事業のうち、3億185万6,160円を支出したものでございます。(7)の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業は、哺育・育成牛預託施設整備事業に係る国庫補助分でございます。平成28年度からの繰り越し事業

のうち、1億4,325万2,000円を支出したものでございます。

目6 ふるさとプラザ費、予算現額2,215万4,680円、支出済額2,151万2,001円、不用額は64万2,679円でございます。備考欄(1)、ふるさと館維持管理経費におきまして施設等修繕費の執行残32万6,262円、燃料費の執行残22万7,313円がございましたことから、節11需用費の不用額が58万8,503円となっているところでございます。なお、ふるさと館の運営状況につきましては各会計決算資料の7ページに記載がございますので、ご参照いただければと存じます。

目7 プラムカントリー費、予算現額1,540万320円、支出済額1,539万8,340円、不用額は1,980円でございます。節11需用費の78万7,320円につきましては、プラムカントリー内にあります時計塔の修繕に26万3,520円、芝生の病害虫発生に係る肥料の購入に52万3,800円を支出したものでございます。なお、プラムカントリーの運営状況につきましては、各会計決算資料7ページに記載がございますので、ご参照いただければと存じます。

項2 林業費、目1 林業振興費、予算現額582万3,000円、支出済額580万3,198円、不用額は1万9,802円でございます。

93ページ、94ページをお開きください。備考欄の(2)になります。有害鳥獣駆除対策経費でございます。更別村鳥獣害防止対策協議会に対しまして、鳥獣害防止対策経費として188万2,733円を助成してございます。平成29年度の鳥獣による農作物被害の実績でございますが、52.35ヘクタールで、金額にして980万3,000円の被害報告を受けているところでございます。駆除の実績につきましては、エゾシカが169頭、前年と同数でございます。ヒグマが1頭、こちらも前年同数でございます。キツネが68頭、こちらは4頭の増でございます。カラス17羽、こちらは8羽の増でございます。ハト35羽、こちらは24羽の増でございます。このほか特定外来生物になってございますアライグマについては、2頭を防除したところでございます。(4)、林業行政事務経費、臨時分でございます。節13委託料116万6,400円につきましては、5年ごとに策定をすることになっております森林経営計画の認定資料作成業務に係る委託料でございます。(5)、未来につなぐ森づくり推進事業は、私有林を対象とした道補助事業でございます。5件、10.88ヘクタールの造林に対しまして217万4,405円を交付したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 農林水産業費の説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 今の94ページの有害鳥獣の関係で確認だけさせてください。

今駆除の実績を鹿から始まってアライグマまでという話をしましたけれども、心配されているのはアライグマの関係で、2頭29年度も駆除したというご説明ありましたが、アライグマの近年の動向だとか駆除数わかれば説明していただきたいのですけれども。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 更別村におけるアライグマの防除の状況でございます。本村におきましては、

平成24年度に初めて捕獲をしたところでございまして、24年に2頭、27年度に2頭、昨年2頭、あと25年に1頭でございます。合計7頭捕獲しているところでございます。なお、今年度も既に2頭捕獲しているような状況でございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ありがとうございます。

ちょっと気になっているのは、日高山脈越えてきているのかどうか分からないのですけれども、ふえてはいないのだけれども、減ってもいないという形で、十勝管内も多少他町村の中でアライグマの生息数がふえているという報告も受けているところなのですから、基本的にアライグマ、分布図というか、ある程度どこで捕まえているかと、課長困っているからあれなのですから、どの辺にというか、日高山脈か、中札内のほうから来ているのか、広尾のほうから来ているのかとかというような部分ちょっと心配されるところなのですから、多分逆の方向だと思うのですけれども、その動向や何かをつかんでいれば情報提供していただければと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 詳細な数字は、現在手元にはないのですけれども、アライグマの防除につきましては十勝管内でも連絡対策協議会等置かれてございまして、会議等での情報提供も受けているところでございます。十勝管内の状況としましては、やはり新得、清水方面、こちらのほうが防除頭数も記憶では100頭に近づくような数字の実績もたしかあったかなというふうに思っております。やはり日高山脈を越えて十勝のほうに入ってきているというのが実態かなというふうに分析されているところでございます。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今アライグマの話が出ましたけれども、私はカラスなのですから、先ほどの報告見ますとあのたくさんいるカラスが17羽しか捕獲されていないと。カラスなのですから、最近昔とは違いまして春先になりますとペーパーポット抜いたり、あるいは秋口になりますと今まで考えられなかったメークインなどをほじくり出したりという新しい被害が出てきております。そして、最近異常なほどのカラスが目につくわけなのですけれども、この辺の駆除について今後どのように考えているかお願いいたします。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 カラス、ハト等の鳥類の被害についても報告受けているところでございまして、こちらについてはハンターさんをお願いをして、銃を使った駆除ということにしておりますが、やっぱり見受けられる数をなかなか適期にとれるというようなことが難しいところでございまして、ハンターさんも見回り、巡回等をしていただきながら、畑のおりてきているところで気づかれないように、逃げられないようにという形で対応していただいているところでございます。ハンターさんも鉄砲の持っている種類によって鳥をとった

り、キツネをとったり、鹿をとったりというところで、数少ないハンターさんの中で分野といますか、持ち分もありますことから、なかなか実績の伸びない年もあるところではございますが、引き続き協力求めながら、極力防除に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 これまた提案になるのですけれども、カラスはわなが何かあるらしいのですけれども、それともう一つは春先防風林や何かで巣をつくっております。そして、その巣を壊せばやはりひなの数は減るのでないかと。秋などそれがたくさん集まるわけなのですけれども、その壊すに当たっては一々上って壊すのは大変ですので、水圧のある放水ですか、それ等で駆除というか、対策しているという話も聞きますので、これから本村においてもそのようなことも検討していったらいかかと思うわけなのですけれども。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまいただいたご意見等も踏まえた中で、有効な対策を講じていきたいと考えているところでございますので、今後も研究をしてまいりたいと考えております。

○議 長 ほかに質疑どうぞ。よろしいですか。

(なしの声あり)

◎延会の議決

○議 長 それでは、お諮りをいたします。

本日の会議はこれまでとし、9月12日午後1時30分から再開をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、9月12日午後1時30分から本会議を再開することに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議 長 本日は、これをもって延会をいたします。

(午後 4時45分延会)